

令和6年3月6日（水曜日）

令和5年度南三陸町議会3月会議会議録

（第2日目）

令和6年3月6日（水曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主幹	佐藤美恵
主事	小野真里

議事日程 第2号

令和6年3月6日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

3月会議2日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐藤正明君、8番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、伊藤俊君。質問件名、生活環境の満足度向上につながる地域福祉施策について。

以上1件について、伊藤俊君の登壇発言を許します。伊藤俊君。

〔1番 伊藤 俊君 登壇〕

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。

それでは、ただいま議長に許可をいただきましたので、一般質問、壇上から1件目の質問をいたします。

まず今回は、第3期の地域福祉計画を軸とする各福祉計画の策定がなされました。来年度から、令和6年度からスタートします。

次は、基本計画を踏まえた実施計画の具体化と実践が始まるわけですが、木の幹となる計画ができたからこそ、やはり次の5年、10年を見据えつつ、町民の皆様が現在抱えている問題、課題にしっかりとアプローチして、このまちに住む誰もが安心して暮らせる、そして、できる限り取り残される方がいない持続可能な地域づくりと生活環境の満足度向上に資する地域福祉施策の充実、促進を図っていくことを願っております。

今回はその中で、喫緊の課題、優先度が高いと思われる施策について町長に考えを伺います。

1つ目は、町民の生活環境の満足度向上につながる福祉施策の柱となるものは。

2つ目は、地域コミュニティーを守る、維持していく地域福祉の在り方とは。

3つ目は、障害者に対する地域の中での生活サポートの考えは。

4つ目、再犯防止、後見人制度などの地域の支え合い体制についてどう考えるか。

5つ目は、外国人技能実習生の積極的な受入れを進めるための環境整備は。

そして最後は、地域福祉とリンクする子育て支援施策の取組は。

以上、壇上より質問にて、佐藤町長に答弁を求めます。

どうぞよろしく願いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、伊藤俊議員の御質問、生活環境の満足度向上につながる地域福祉施策についてお答えをさせていただきます。

ちょっと長くなりますので、ひとつ御了解をいただきたいと思います。

初めに、御質問の1点目についてであります。地域福祉は、地域において人々が安心して健やかに暮らせるよう、町民、企業、行政など、あらゆる人や団体が互いに協力し支え合い、地域社会の福祉課題を解決するために取り組む考え方です。高齢者、障害者、子供などの福祉や地域づくりにおいて共通するものであります。そのため、地域福祉計画は、福祉全体の体系においても上位に位置づけられる根幹となる計画であり、現在策定中の第3期計画においては、その基本理念を「みんなで助け合う地域づくり」と定めることとしております。

これまで本町においては、介護、障害などの分野ごとに、住み慣れた地域で生活できるよう各事業を進めてきており、例えば、高齢者支援においては、地域包括ケアシステムにおける生活支援体制整備事業の中で、担い手の養成や高齢者のニーズ把握、ニーズとのマッチングなどを行っております。さらに時代の変化の中で、制度のはざまや複雑化、複合化した課題が顕在化していることから、これらの課題に対応するため、分野や世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援の体制づくりの検討を進めているところであります。

こうした重層的な支援体制を効果的に機能させるためには、社会福祉協議会等の関係機関の参画や連携が重要となりますことから、住み慣れた地域で安心して生活を維持できるつながりのネットワークを整えてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目ですが、東日本大震災による従来のコミュニティーの崩壊、コロナ禍での交流活動の中断などにより、行政区や隣近所との付き合いの希薄化が進んでおり

ます。

地域福祉計画策定のためのアンケート調査では、地域活動への参加状況の質問で、参加したことがないと回答した方が51.5%と最も多く、地域の方との交流が少ないことが調査結果からも明らかになりました。

日頃から顔の見える関係づくりが災害時などの場面においても迅速な対応につながると考えておりますので、地域内での挨拶をはじめとする住民同士の声のかけ合い、見守り、交流の場や居場所の確保など、住民同士が支え合う仕組みづくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、御質問の3点目ですが、町の障害者計画において、地域の人々とともに生き、支え合う、障害のある人が自分らしく暮らせるまちを基本理念に掲げております。

障害者の方が自分らしく生活するための基本的な支援となる障害サービスの給付は、訪問系サービス、日中活動系サービスのほか、補装具等の給付の実施などを行っているところであります。

また、今年度は、共生社会を目指す取組として、町自立支援協議会主催のいきいき交流サロンを初めて実施をいたしました。

今後におきましても、引き続き障害者の方が生活しやすくなるよう、サービスの給付とともに、共生社会を目指した活動を展開していきたいと考えております。

また、いわゆる親亡き後の不安に対しましては、相談、緊急時の受入れ、対応、専門的人材の確保等の機能を有する地域生活支援拠点の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、御質問の4点目ですが、いずれの業務も第3期地域福祉計画に一体化した形で計画を策定しております。成年後見制度につきましては、関係機関等に対する研修などを行いながら、制度の周知を図っておりまして、既に制度の利用につながっているところであります。

また、地域再犯防止の推進につきましても、広く周知徹底に努め、保護司会や更生保護女性部会等と連携し、支援を必要とする方への相談、利用促進業務へと発展をさせていきたいというふうに考えております。

次に、御質問の5点目になりますが、まず、技能実習制度の目的、趣旨としましては、我が国に培われた技能、技術または知識の開発途上地域等への転移を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う人づくりに寄与するという国際協力の推進となります。このような目的達成のためには、技能実習生が技能、技術等の習得のために、働きやすい職場環境の整備が必要なのはもちろんでありますが、地域の行事への参加など、見知らぬ土地で孤立することが

ないようにすることも大切なことと考えております。

民間施設における取組の一例を挙げますと、施設内での正月行事を入所者だけではなくて、技能実習生にも参加してもらうことで、地域行事に触れる機会を持っているとのことであります。

今後、地域密着型サービスや定期的開催される運営推進会議等において、他施設に技能実習生の働きやすい環境づくりの好事例として紹介するなどしていきたいと考えております。

最後になりますが、地域福祉計画とリンクした子ども・子育て支援事業計画を策定した上で、子育て支援施策に取り組んでおります。

今年度は、子供を育てやすい環境づくりの一環として、放課後児童クラブの利用定員増加に向けた取組を実施いたしました。

また、子育てタウンミーティングを開催して、子育て世代をはじめとした町民との意見交換を行ったところであります。

令和6年度には、こども基本法に基づく南三陸町子ども計画を策定する予定であります。既存の子ども・子育て支援事業計画の内容を包含し、新たに少子化対策や子供の貧困対策についても盛り込むため、より一層、地域福祉計画とリンクした重層的な支援体制の整備に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ただいま町長からは非常に丁寧な答弁をいただきました。

では、さらにそこに対して質問をしてみたいと思います。

まず一つ目からになるんですが、そもそもこのテーマですね、今回、何で生活環境の満足度向上というものをつけたかと申しますと、まさにそれが地域福祉のこれからというか進め方、今、町長答弁ありましたように、やはりみんな、要は町民だけではなくて行政、企業、いろんな関係機関がお互い協力して地域社会の課題解決に取り組む考え方、それがまさに地域福祉であり、そこでやはり生活環境の満足度が向上していけば、当然、地域福祉の力も、そして、施策の推進力、促進力も上がっていくのではないかなということで、今回このテーマにさせてもらいましたが、やはりそうすると、単なる福祉のいろんなやり取りだけではなくて、結局そのいろんな分野にどうしてもリンクするものですから、ちょっと6つ項目挙げたのは、どうしても多様になってしまったのは否めなかったんですけれども、またちょっと当局の皆様聞いてまいりたいと思います。

まず、その前提となったのは、やはりアンケート調査で、さきの第3次町の総合計画におい

て、どうしてもその回収率が高くはないとは言えるアンケートではありますが、生活環境に対する満足の間いに、確かに52%ですね、満足しているというふうな数値は出ていますけれども、逆に、どちらかといえば満足していない、満足、それから満足していないが、約40%もあるというのを、またこれもしっかりと捉えなければいけない数字かなというふうにも思います。

そして、あとは、住み続けたい、住み続けたくないかという問いも、74%は住み続けたい、でも、やはり23%は分からない、この分からないという点が、いろんなところに課題が隠されているんじゃないかなというふうに思っております。

ただ今回は、今答弁にありましたように、地域福祉計画4月から始まるということで、重層的支援体制の整備、これ結構かなり前進したというふうに思っております。恐らくこれを言い始めたのは、数年前というか、コロナ前だったんじゃないかなと思いますが、それが今回計画に入ったというのは、評価するべきところかなと思っております。

そこでなんですけれども、まず1つ目聞きたいのは、結局、いろんな福祉施策というのは、いろんな町の産業ですとか、医療とか、教育、子育て、介護、交流とか、いろいろ言えば切りがないんですけれども、枚挙にいとまがないのを承知で聞くんですが、やはりその柱となる考えというのは、町長御自身、何かイメージされているものがあるか、ちょっとその点をまずお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、震災後のコミュニティーが非常に崩壊といいますか、なかなか再構築ということについては、なかなか進んでいないという現実がございます。したがって、ある意味、顔の見える関係をしっかりつくる、そして支え合える、そういう社会づくりというのが、難しいことではなくて、そういうことが非常に大事なんではないのかなというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そのために今回のこの福祉計画つくられまして、いろいろ実際に、先ほどいただきました相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援というのは打ち出されました。

ただ、片一方では、これちょっと何回も聞いている項目なんで、また再度確認というか、だめ押しになるかと思うんですけれども、震災後からついていたライフ・サポート・アドバイザーですね、ちょっと令和6年度でやはり終わりというふうに見込んでおる中で、民生委員



さんとか児童委員さんとかと、またちょっと連携して地域にコミットしていくというふうなことは、以前も伺っております。

そこでなんですけれども、LSAさんは廃止されるにしても、同時に社協さんのほうで、生活支援コーディネーターさんっていらっしゃると思うんですね。やはりそこは、またさらに継続的にやっていけると思っているんですが、安定した環境を、その点サポートできるふうに考えているのかどうか、ちょっとまずそこをお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、今お話あったように、LSAの関係で、平成6年度で一応終了ということですが、しかしながら、果たしてLSAがこれまで果たしてきた役割ということを考えてときに、高齢化も進んでいるという状況の中で、果たしてどうなんだろうという疑問はあります。

先日も社協の方々とお話をさせていただいて、やっぱりそのLSAの在り方ということについて、やっぱり非常に重要だというふうなお話をいただいておりますので、その場所に、課長も一緒でございましたので、その辺含めていろいろこれから検討、あるいは研究といえますか、そういうのをしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 生活支援コーディネーターの件でございますけれども、こちらについては、地域包括ケアシステムを進めていく上で、本当の核となる部分の活動だと思っておりますので、地域包括ケアシステムというのは、今後ずっと続くものだと考えておりますので、これについては継続して事業を進めていきたい。

さらに地域包括支援センターとの連携の部分というの、今、うまく連携して進めておりますので、この体制を維持していければなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その点は安心いたしますというか、ぜひ継続していただきたい部分でもありましたので、そこは分かりました。

さらに、その点でいうと、今回の計画だけではなくて、今までもそうですし、これからもそうだったんですが、やはり社会福祉協議会さんの担う役割、責任、すごく大きいものだなというふうにも思います。町としてももちろんしっかりサポートをしていくのは間違いないことだと思うんですが、同時に基本計画できました、説明会を通して、やはりしっかりそれを形にしていくというのは大事ではなかったのかなというのは、住民さん同士の話とかも聞

いていても感じましたので、実際に今回の基本計画、その活動、社会福祉協議会さんの活動実施計画とのリンク、これ絶対的だと思うんですが、しっかりつなげていくんだろーと思えますが、今後の進め方、もしこの時点で、何かこうやっていきますというのがあれば、お聞かせいただければと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今回、社会福祉協議会のほうでは、地域福祉活動計画をつくる上で、委員会のほうを初めて立ち上げてということでした。その中で、いろいろと議論をしていったということで、当然、地域福祉計画とのリンクというものを最重点に置いて計画づくりを進めてまいりましたので、それぞれ町で実施する事業、それから社会福祉協議会で実施する事業をすっかり整理をしてつくっているつもりでございます。

いずれそういった活動、事業を実施していく中で、今度は、今、設置していた委員会を検証とか振り返りというか、そういった部分でも生かしていけたらなというふうに思っておりますので、そういった意味も含めて、しっかり事業の推移をこちらとしても見守ってというか、しっかり協力体制を整えて実施していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今度の3期の計画は令和6年度から始まる、来月から始まるということですが、あくまでその単年ではなくて、5年間の計画でもありますので、しっかりやりますを、1年1年事業評価とかもちろんされていくと思うんですが、それをしっかり、そしてしっかり継続して、そして、ちょっと改善も加えながら進んでいくことを望むものがあります。

地域福祉計画自体は、一旦5年間の計画なんですけれども、5年間ではあつという間かなというふうにも思いますし、また次の計画を恐らくつくるんだろーというふうに仮定すると、10年後のこのまちの姿、もう東日本大震災から13年経過するわけですが、10年というのは本当、長いより短かったのかなという感じ方もありますので、いろいろまた前の一般質問でも聞いてきたことではあるんですが、アクティブシニアと言われる層の方々が、今、非常に多いというのも、今現在の人口の、分布からすると、そこが一番多いという部分でいうと、すみません、ちょっとたとえ話になって申し訳ないんですが、例えば、現在、アクティブな町長がいらっしゃいます。ただ、自身が10年後にどんな生活環境なっているかを描きながら、次世代に対してまちづくりを付託していくために、今、町長自身がこういった福祉施策の中で、御自身がやるべきことって何かというのがもしあれば、ぜひ聞きたいなということで、

お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分アクティブでいるというのは、興味とか関心をいかに多く持つかということが、多分、心の健康の部分についてはその辺がすごい役立つのかなというふうに思います。

残念ながら、私、体のほうはあんまり健康なことをしていないんです。1日に何歩歩くかという、議場と、それから町長室を往復するぐらいなものですから、非常にそういう運動量も少ないと、ここはもう反省すべきところなんです、そういう心身ともにというところが非常に大事なんだろうなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 本当に、心身ともに、体力的な面だけじゃなくて心の健康というのも意識して、今後の施策が進むことを期待しておりますし、また、やはり、私の家族、父とか母もそうですけれども、やっぱり今は元気で地域活動すごくやっているんですけども、やっぱり私に置き換えても、5年後、10年後、じゃあ、今、支援する側が支援される側に回ったときに、どのような環境になっているかというのをイメージしておかないと、そのときになってからではやっぱり遅いのかなというのが、今からつくっていく南三陸町らしい地域福祉の在り方ではないかなというふうにも思っております。

さっきコミュニティーの、新しいコミュニティーですとか、今まで、仲がよかったものが一旦壊れてしまったアフターコロナ、ウィズコロナと言われるフェーズなんですけれども、御近所付き合いについては、これ地域福祉計画のほうですが、70%の方が一応お付き合いはできているというふうな回答で、数字は出ていましたが、ただ、これを維持していくために、やっぱり今後、町としてできる支援というのは何かなというのを、ちょっとその2つ目に行く前に、この時点でちょっとお聞きしようと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） そのコミュニティーの部分ですけれども、一つ、地域包括ケアシステムが、本来、2025年を目途に、その地域のよい生活の在り方というところで、これまで目指してきたんですけども、議員おっしゃったようにコロナとか、東日本大震災によって一進一退を繰り返して、これまでその推進に当たってきたというところがございます。

これから2035年問題とか、2040年問題とか、団塊の世代の方のジュニアが高齢者に達するときをしっかりと見計らった上で、一つ一つその事業を積み重ねていかなければならないという

ふうにご考慮しております。

この地域包括ケア推進協議会の中で、専門部会が2つあります。暮らしとコミュニティ推進部会、それから、在宅医療・介護連携推進部会というのがありまして、これもコロナ禍で少し活動が停滞していたところがあったんですけども、暮らしとコミュニティ推進部会については、いろいろ関係団体の方に御協力をいただいて、今回、漫画をつくって、それを声を吹き込んでDVD化するというところを今年度実施いたしました。間もなく完成するんですけども、ぜひ議員にも御視聴、見ていただきたいと思っておりますけれども、そういったDVDをいろいろなところで活用していきたいと。

そこで、地域包括ケアというよりは御近所の支え合いというのは、こういうところ、そんなに別に大したことではなくて、こういう地道なところから始まるんだよというところを広く町民の皆様にお知らせしていければなというふうにご考慮しております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 初めて聞きましたので、ぜひ拝見したいと思っておりますし、また、どのように活用していくかは、また今後の進め方かなというふうにも思いますので、ぜひよろしくご願いたします。

その声のかけ合い、挨拶、本当に基本的なところから始まるのが地域コミュニティーだと思いますけれども、実際、またちょっとアンケートの話に戻れば、結局、どのような支援が自分ができるか、自分がしてほしい支援がどうかというのは、地域福祉計画の中でもちょっと住民の皆さん尋ねている部分で、ワードがみんな一緒なんですよね。自分ができる手助けが何かというと、安否確認、災害時の手助け、話し相手、上位3つ、自分がしてほしい手助けは、災害時の手助け、安否確認、話し相手、これも何か一致していますね。ということは、どの地区においてもこのようなワードがもう上位を占めたというのは、逆を返せば、そこに不安を抱いているのかもしれない。そこを欲しているということは、もしかすると、そこがもしかするとちょっと危ないんじゃないかなとか、やらなければなと思う部分という気持ちもあっての、この上位3つのワードなのかなというふうにご思いました。

どうしても南三陸町の場合、地域のコミュニティーというと、まず行政区がどうしても一つの大きな単位にはなってしまうのかなと思いつつ、ただ、ここ、ちょっと他市町村の話に及んでしまうんですけども、それぞれその地域づくりの協議会というのが、それぞれの町に、それぞれの地区にあって、そこにやはり自分たちだけではなかなかやっぱ難しい問題を抱えている現状の中にあっては、地域をサポートする、例えばその支援員さん、まちづくり協

議会でいうと協議会をサポートする支援員さんを採用して、例えば地域づくりですとか、例えば移住定住者の受皿、活動の後押しなどを積極的に進めているような考え方もあるんじゃないかなと思うんですが、当町においても、震災後は復興支援員さんとか積極的に活用して、見回りですとか、見守りですとかというふうなのもやられていた延長線上がL S Aなのかなというふうにも理解しているんですが、今回、総務省の制度でありますけども、集落支援員制度の活用ですとか、いろいろ、あとほかにももしかしてメニューあるかもしれませんが、そういった地域づくりをサポートするような方を活用する考えというのは、あるのかなかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） すみません、福祉の視点からの答えになるかもしれませんが、コミュニティーの維持というのは、何もやはり地域福祉だけでは成り立たないというところは認識をしております。住民の活動を支える全てがコミュニティーというところで思っておりますので、あらゆる施策の展開、あらゆる方面からの働きかけかけが必要なかなと思っております。

そうした中で、福祉の部分でいうと、被災後に被災者生活支援員、それからL S Aが、本来であればL S Aというのは、阪神大震災の例から見ると、主に見守りというところに重点を置いてという活動だったんですけども、本町においては、それプラス、コミュニティーの形成というのが非常に大事だということで進めてきたところであります。そういった生活支援員、L S Aの経験を、これからも生かしていきたいと考えますし、それが重層的支援体制整備事業の中でどう盛り込んでいくかというか、展開させていくかというところが、この事業の肝になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） どんどん話が自然と1点目から2点目に及んでいった形になってしまったんですけども、先ほどの重層的支援体制をしっかりとやっていくということで、やっぱりその支援、まず支援するときに、どうしてもやっぱり町長がおっしゃるような人が大事になってくるという部分では、もちろんこの当町においては、ここ12年余りで、かなり人材というのは増えてもきましたし、皆さん一生懸命活動されてきた素地というのは出来上がってきたと思います。

ただ、今後、今までできたものを、結局サポートできないばかりに、皆さんもちょっとまた何かこう、できなくなるような状態にはやっぱり持って行ってほしくないですし、また、

やっぱり、さっき言いました、今頑張っている方々が、逆に助けられる側に回るというのもちょっとイメージしながら、人材育成というのは進めていかなければならないということで、ちょっと話は自然と2点目の地域コミュニティーの話に行っちゃうんですけども、その中で、ではちょっとお聞きしたいのは、地域を守り、そして維持していくために、やっぱりその核となる人材、人を育成していくのはもちろんのこと、やはりどうしても行政区単位で活動していくのがまずはどうしても基本的な考え方かなとなると、その行政区とか、例えばその自治会、復興住宅自治会等に対して、今後の支援体制の、例えば拡充というか、もう一度コミュニティーをつくり直すんだというときに、もちろん頭の中のアイデアも必要なんですけども、その元手となるお金もやっぱり必要というのが、住民さん同士でももちろん出し合ってやっている部分あるんですけども、町としてその支援体制、例えば、これ人数なのか戸数なのかにもよりますけれども、しっかり数値を決めて、一例を挙げますと、1世帯当たり300円掛ける世帯数とか、生活環境整備補助金とか、地域住民組織活動事業補助金とかいう名前で実施されている自治体さんもあることはあるということで、当町としては、支援体制を今後拡充していく考えはおありかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

地域コミュニティーの活動に対する補助、助成といった部分ですけども、まず制度、アウトライン等もお示しをできない状態ではあるんですが、まさに様々、今、町としても地域コミュニティー、行政区といった単位がほぼほぼでございますけれども、何かしらの経費に対する支援というのを行わせていただいております。一方で、今現在、この震災を経た中で、地域の方々、団体が、どういったニーズがあるのかというのをもう一度丁寧にお聞き等をさせていただいた上で、ブラッシュアップではないですけども、そぎ落とせる分はもちろんそぎ落とす必要ではございますけども、それに代わる何か代替策としてこういった活動とってお考えであれば、今後いろいろと御意見をお聞きしながら対応していきたいと考えている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） この部分については、やっぱりもちろんお金出すからにはしっかりとルールを決めて、そして出したものに対しては、事業報告なり何なりで、確認ですとか、検証というのももちろんされるのが、お互い、これはもちろん大事なことだと思うんですが、逆にルールをあまりにも縛り過ぎないようにしてほしいなど。本当に住民のニーズという

のは様々だと思いますので、自分たちのやりたいこと、ある程度認めてあげるような、そんな制度の在り方というのは、ぜひ今後も含めて検討、そして実施いただければなというふうにも願うところではあります。

そして、先ほど来、地域コミュニティの維持とか在り方について、いろいろ1点目から2点目にかけてお話をさせていただいておりますが、その中で、これも従来からお聞きしていた部分であります。ちょっとさらに今回お聞きしたいなという部分で、どうしても担い手で大きな役割を今後担うのは、民生委員さん、児童委員さんですとか地域包括ケアというのは答弁としても、考えとしてもいただいているんですけども、ただ、片一方では、民生委員さん、児童委員さん、成り手は今のところ大丈夫というのは確認しているんですが、やはり今後を考えると、やっぱりちゃんと引き継いでいく、そして次の世代の方も担っていくというふうになると、やっぱりいきなり民生委員さん、児童委員さんになるというのも、ちょっとこれはハードルは高いのかなと、私はもう勝手に思っているんですけども、成り手をスムーズに確保する、移行していくために、何か協力員制度なるものもあるようなんですが、町としては、民生委員さん、児童委員さんの任命だけではなくて、そういったそれをサポートする協力員制度というのは、今まで多分なかったと思うんですけども、今後、考えとしては検討されるのかどうか、ちょっとその辺、まだちょっと白紙なのかもしれませんけれども、もしそういったこと考えがあればお聞きしたいなと思いましたので、質問いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと私、ひとつ今の話とちょっとずれるんですが、将来のいわゆる地域のお世話役の担い手不足ということについては、現状、今うちの町では何とか御協力をいただいて、区長さんやら、あるいは衛生組合長さんということでお引受けをいただいているんですが、やっぱり高齢化が進んでいる、次の方になかなかバトンタッチできないというふうな状況等もございまして、いずれその辺の難しさというのは出てくるんだろうなというふうに思います。

他の自治体、新聞報道等でもよく拝見するんですが、なかなか成り手がいないということで、行政区といいますか、そういったお世話会が解散すると、そういうふうな状況もございまして、これから、今お話しのように、10年先どうなっていくのかということについては、まさしくその辺、今のうちからしっかり体制、その辺を含めて取っていかないと、大変なことになるなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 協力員制度については、正直なところ当課においてはまだ考えに至っていないというのが実態でございます。

民生委員になるに当たってのステップじゃないですけども、の部分に関しましては、例えばほっとバンクに今、社会福祉協議会で運営をしておりますけれども、ほっとバンクについては、従来の被災者生活支援員からほっとバンクに、生活支援員を退職なさった後にほっとバンクに入られたという方も、かなりの人数いらっしゃいますので、そういったほかの担い手から民生委員へというところのルートというのものもあるのではないかなというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その協力員制度導入が全てではないと思います。やっぱり、逆に言えば、協力員制度を別に採用しなくても、しっかりスムーズに移行できていくのであれば、それはそれでいいことなのかなと思いますし、今、町長答弁いただきましたとおり、バトンタッチの難しさを感じるというのは、ある意味、危機管理能力が高くないと出てこないワードでもあるというふうに理解しております。

そういった意味では、やはり今こそというか、今から本当にやるべきことは見えているんじゃないかなというふうにも思いますので、私自身もこの部分については、またいろんな地域の皆さんのところに直接お茶飲みに行ったりとかしてですね、いろいろお話を聞きながら進めていきたいなというふうにも思います。

ただ、すみません、ちょっと2点目で、最後お聞きしたいんですが、3点目に行く前に。行政区単位とか、いろいろお話はさせていただいて、行政区自体もちょっと消滅危機という、今お話も伺ったんですけども、より深刻なのは復興住宅、これはもう従来から分かっているとおりだと思います。独居世帯が半数という、もう現実が迫ってきていますし、いち早く、この復興住宅の内部だけで限界集落化していくというふうなことと、あとは、2日間前ですかね、てれまさむねでやっていたけれども、高齢化、孤立死、顕在化してきています。ちょっとこれは単に地域の見守り、支え合いも大事なんですが、この部分については、より喫緊の対策は必要かなというふうに思います。

先ほど町長からもL S Aの在り方という部分で言及いただきましたので、この部分はさらに強く対策を促していきたいなと思うんですが、片一方では、合鍵管理制度も始まりました、昨年から。ただ、その議論はまた別の場でしますけれども、あくまでスタートであり、次の取組につなげていかなければならないのも合鍵管理制度だったというふうにも思います。



この復興住宅のコミュニティーを支える考え方、ちょっとそこをさらにお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 先日、復興住宅の役員さん方が集まる会議に私も参加させていただきました。自治会によっては、班長さんは出せるんだけれども、なかなかそこから会長さんを選出できないといった、切実な悩みを聞かせていただいたところでございます。

復興住宅の中では解決できないという部分も少し出てきているのかなというふうに思いますし、また、隣接する行政区の力も借りていかなければならないというふうな状況になってきているのかなというふうに考えております。

いずれにしても社会福祉協議会と、この会議については社会福祉協議会主催でありましたけれども、今後もこの会議を継続していくと思いますので、しっかりそのときそのときの復興住宅の自治会の課題をこちらのほうも丁寧に酌み取っていきたいなというふうに考えております。

また、孤立死対策という面では、L S Aの問題はありますけれども、いずれ結の里は、こちらのほうは永久的にというか、残っていくものでございますので、しっかりそこで相談などをワンストップで受け止める体制を継続していきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひというか、絶対というか、そこは対策をお願いしたい部分です。

もう一度お伝えしますが、単に個人の問題だけではなくて、復興住宅で組織する自治会自体の問題というのも出始めているのではないかなと。今おっしゃったように、役員さんの成り手がやっぱりなかなか難しいだけではなくて、結局、多額のお金の管理も自治会されていると思います。それを自分たちだけでやるというのは、結構な大変さというか、世帯数がもちろん各住宅違うので、金額も違ってまいります。ただ、管理費というのはいくら金額だと思っておりますので、そこがしっかりしないと、逆にお金の使い方ですえずさんになっていく恐れもありますので、個人の問題把握と同時に、全体の会としての問題の把握というのもしっかり考えていかなければならないというふうにも思いますので、そこをお願いしたいと思います。

では、障害者、3点目のほうのお話に行きたいと思いますが、いろいろ地域福祉計画だけではなくて、障害者計画、それから障害者福祉計画、障害児福祉計画も同時に始まるということになりますけれども、いろいろやっぱりプラスになってきた面はいろいろ内容を見てもす

ごく感じております。特に地域生活支援の充実が新しく盛り込まれたという部分は、すごく大切な部分と捉えております。

ちょっとこの中でお聞きしたいポイントは、先ほど答弁の中では、最初の答弁の中では、障害者の御本人に対する支援というのは幾つかメニューがありまして、そこはちょっとそれなりに毎年予算計上もされているということで、そこはもちろん継続性が必要な部分ではあるんですが、同時にやはり、1、2番目の問題ともリンクしてきますけれども、障害者の方をサポートする家族や関係者への支援について、何ができるかというのも今後の課題ではなからうかなというふうにも思います。

特に、本当に増加傾向にあるというのが、アンケート結果、手帳の発行ですとか、いろんな数値を見ても、ちょっと見受けられますし、同時にその環境が、例えば、社会参加がなかなか難しいですとか、あとやっぱり家にいる時間が多いとか、本当にどうにかしていきたいなと。その方々もしっかり自分で自立して生活できるような環境になるべく近づけていく、そして社会参加できるような環境をつくっていくことになるという、御本人だけのサポートではやっぱりなかなか難しいのも一面かなというふうにも感じています。

そこでなんですが、確かに4月から、前回、阿部議員が合理的配慮について一般質問していただきましたけれども、より一層、障害をお持ちの方が社会参画をしていくため、そのために町が具体的に取組んでいくことは何か。そして、障害をお持ちの方への配慮義務について、周知は進められていると思うんですけれども、今、周知の進め方についてどのように考えているかをちょっと併せて伺います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、障害者の地域移行を進めていく中で、フォーマルとインフォーマルな部分があって、フォーマルは制度としてあるものを使っていくということですが、インフォーマルの部分で、やっぱり障害の理解というのを草の根からという、地道な作業にはなるんですけれども、町内の中で障害に対する理解をもっと深めていかなければならないというふう考えております。

アンケートにおいては、今回のアンケートにおいては、一般の方と障害者の方に、それぞれアンケートを出しておりますけれども、一般の方にお聞きすると、障害の理解は一定程度進んでいると。ただ、障害を持っている方に聞くと、もう少し障害の理解があればいいと。言わばアンケートの中で、少し矛盾が生じてきているといった実態も見受けられます。このギャップというのをしっかり埋めていかなければならないというふう考えております。

先ほどおっしゃいましたが、合理的配慮の部分が、社会や企業がそこに入って行く中で、非常にいい機会になるかなというふうに考えておりますので、そういったところも利用というか、しながら、しっかりその周知に努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まず生活環境もよりよい方向に持っていきたい。それから、もちろん自立して生活していくことに近づけていくためにも、やはり安定した収入を得るような環境をつくっていくのも大事ではなかろうかという部分で、ちょっとこれは自治体もそうですが、一般企業についても、合理的配慮の提供を義務というふうにどんどん、どんどん周知していくのであれば、同時にやっぱり一般就労ですとかをよりちょっと促していきたいなと、今後ですね、というふうに思います。そういう意味では、町と民間企業のほうとの連携ですとか、定着支援について、今ちょっとどのような考えなのか、しっかりやっていけるかどうかというのを、ちょっとこの部分お聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 町の自立支援協議会の中で、いろいろな企業さんの代表の方にもいろいろ御意見をいただいておりますので、障害者の事業者、企業の方々の意見をしっかり酌み取って対応していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 生活環境、そして働く環境、そして、さらにもう一つ、この部分でお聞きしたいのが移動支援の在り方なんですけれども、当町では、たしか高齢者に対しては福祉チケット、タクシーチケットですか、なるものをやっている、助成しているというふうに私は理解しているんですけれども、ちょっとそこはまた後でも確認できますが、ただ、これ、障害をお持ちの方への同様の助成というのは、ちょっとないのではないかなと、現状ですね。その部分を、今後考えていけるかどうかというのが1点と、あとは、結局、別に移動というのは、公共交通ですとか、タクシーですとかだけではなくて、現状は御家族の方も移動を助けているような現状ではあるんですね。そこで、例えば、いろいろ助成、コロナのときもありましたけれども、燃料券みたいな形というのは、事業者のほうにはやったというふうには思うんですけれども、これを単発ではなくて、本当に継続的に困っている、移動の費用が、コストが上がって困っている、例えば御家族様に対してとか、燃料券という形で少なからずちょっとサポートできるかどうかという考え方もあるかと思うんですけれども、そういう形で移動支援なるものをどのように考えるか。これは高齢者もそうなんです、この部分は障

害者のほうで、障害者の方について、その考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 障害のある方の社会参加を促進するためには、移動というところの支援というのは非常に大切になってくるかと思えます。

本町においては、議員お話しのとおり、高齢者福祉タクシーといいまして、要介護3以上の方に650円のチケットを1か月当たり2枚交付するという事業を行っております。一方、障害者に対するこういった、同じような事業というのはございません。民間のタクシー会社を使って恐らく1割引になるというところはあるというふうに聞いておりますけれども、その移動に関しては、移動支援、あるいは行動援護、同行援護といった、そういった制度もございますし、また、自動車改造の補助金、それから自動車運転免許取得に係る補助金というのも制度としてあり、年間数件ですが、そういった交付を行っているところでございます。

障害者福祉タクシーというんですかね、ほかのところでもそういった事業がやられているというところも聞いてはおりますので、ちょっとそういったところの状況を見ながら、検討はしていきたいと思いますが、いずれ先ほどお話ししました移動支援、行動援護、同行援護、それから、各種補助金の中で、なかなかそれでも難しいという、そういったニーズをしっかりとちょっと調査をしていきたいと考えております。

それから、当然、タクシーに限らず、今、この社会情勢の中で車を使って家族が運転をしてというところのガソリン代ですね、燃料券というところもあるかと思いますが、そういったところも含めて、どういう在り方が一番障害者の社会参加を促していける方法なのかというところを総体的に考えて検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まさにいろんな、車両改良補助ですとか通院補助は今までやってこられたと思うんですが、やはり環境変化というのは本当に止まらないもので、もちろん制度ですので、どこまで支援するか、助成するかというのは、またしっかり線を決めなければいけないと思うんですけれども、同時に、増加傾向にあるというのがまず1つ目。あと、もう1つ目は、結局それをサポートする方々がやっぱり高齢化していくというのも、またこれもしかりなことでもございますので、そのような状態になることが予想されているのに、そこにちょっと、迫ってきてからやり始めるのでは遅いのかなというふうにも感じていますので、ちょっとそこは、ぜひ環境整備等をこれからも考えていければというふうにも思います。

そして、環境整備においても一つお聞きしたいんですけれども、ユニバーサルデザインという言葉も出始めてから大分久しいんですけれども、ようやく様々な場所において形が見え始めているんじゃないかなというふうにも感じています。いろんな公共施設をつくるにしても、いろんな整備を図るにしても、特に当町においてはブルーフラッグの取得過程においても、そのような配慮がされていることは、評価できる部分でもありますし、また、やっぱりその合理的配慮の提供義務化というのは、環境整備の追い風にもなるのかなというふうにも期待しています。いろいろ考えていくメニューというのはもちろんたくさんありますけれども、観光施設とか、点字ブロックですとか、オストメイトトイレですとか、あとスロープ設置などのバリアフリー化とか、様々それは行政だけでなく民間企業もこれからやらなければいけないという流れになってきているのかなというふうに思うんですが、より、今、復興事業終わって、ほぼハード面の工事が終わった中で、今後、そういった部分というのをうまく国なり県なりの制度活用も必要かと思うんですが、よりちょっと変化に対応していく、改善していく方向の考えがあるのかどうかというのを、今、何かお持ちであればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 何か今、具体なところというと答えられないんですけれども、今、障害の社会モデルというのは、障害が障害者にあるわけではなくて、社会のほうに障害があるんだという、それが世界の考え方の潮流となっておりますので、それをしっかり私どもも心に留めて、対応していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の一般質問を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、3点目までいろいろお聞きしてまいりましたが、ちょっとまとめというわけじゃないんですけれども、今までいろいろお聞きしてきた中で、今回こういうテーマで質問させていただいたんですけれども、まずはマイノリティーと言われている方々が増えてきているというような変化というのは、やっぱりどうしてもあるのかなと感じていますし、だからこそマイノリティーと言われる方々が暮らしやすい、住みやすいからこ

そ、マジョリティーの方々も暮らしやすいというふうな考え方で、今後、視点を変えていくと、やっぱりいい方向に行くのではないかなということ、要はそれが生活満足度の向上にもつながっていけばよりいいことですし、そのために、まず健康であること、そのためにすべきことも様々メニューはあるかと思うんですが、心の健康を健やかにしていくこと、町長おっしゃいました興味ですとか、いろいろ生きがいを持つことについては、ちょっとより重点的に配慮とか、支援ですとか、助け合いとかというのをしていければなと思います。

障害者というくくりは、いろいろ手帳の発行とかもあって、いろいろ細分化されていると思うんですが、もっと言いますと、結局、今、そういった手帳を発行している障害者と認めている方々だけではなくて、内部障害を抱えている方々も非常に多くなってきているのも現実かなと。要は、障害者ではないんですけれども、いろんな体の機能の障害が起きていて、生活がままならないという方々も、潜在的にはもっともっといらっしゃるというふうに捉えております。そういった意味では、これも言葉遊びなっちゃいけないんですけれども、マイノリティー、マジョリティーではなくて、本当に言葉は変かもしれませんが、みんなごちゃ混ぜになっていくんですけれども、そのごちゃ混ぜからみんなでつながり合って、支え合ってということを地域福祉の在り方としてぜひ進めていきたいなというふうにも思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では4つ目、5つ目、6つ目、あと3つありますけれども、この項目も、実は本当に本気でやると一個一個で90分ずつ使うような質問になってしまうので、今日はそこまでは行きませんけれども、ちょっとポイントだけ今回はお伺いしたいなと思って挙げてみました。

再犯防止、後見制度、地域福祉計画でもすごくポイントとなる部分かなということで、ただ、同時に、これ素案の文面ではあるんですけれども、再犯防止については、犯歴のある人が社会で孤立することがないように、犯罪被害者の置かれている状況や、犯罪被害者等の心情について、住民の理解と関心を深めますというふうに文言はあるんですけれども、計画であるがゆえに、ちょっとすごくぼやけているというか、イメージはできるんですけれども、何かちょっと具体性がもう少し欲しいかなというふうにはちょっと感じました。

この部分であります、文章の整理とかも必要かもしれませんが、同時に、その考え方で、住民の理解と関心を深めるためにどのようなことを今後していくのかというのを、これももちろん4月から始まる計画ですので、具体というのはイメージされているかと思うんですが、現時点での考えを、この部分でお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） この再犯防止、それから後見制度については、なかなか住民の中に浸透しづらいといいますか、暮れの住民懇談会の中でも、当課から説明はするんですけども、なかなかというところがあったのが現実だと思います。

再犯防止に関しましては、何か新たな取組というのはちょっと考えてはいないんですけども、社会を明るくする運動が毎年ございます。これに関しては、毎年、小学生、中学生から作文を出していただいて、コンテストをしてというところがございます。その中で、私も読んでいて、毎回感動させられるんですけども、議員おっしゃったように、立ち直るにはその変化に気づいて手を差し伸べてくれる周りの人がいるとか、それから、誰しものが犯罪者になる可能性があるという、そういった気持ちを前提に、この社会を明るくする運動についてさらなる展開を進めていきたいと思っておりますし、保護司、それから更生保護女性会についても、草の根的な活動を随分展開されておりますので、しっかりその活動をフォローしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そうですね、まさにこの部分については、特に子供たちの部分については、かなり啓発ですとか普及というのは図られてきたと思っておりますし、これからもそうだと思うんですけども、逆にやっぱり地域に置き換えてみると、今、課長おっしゃったように、なかなかやっぱり浸透が難しいというのが現状ではあるわけですね。

これは全体の話ともつながってきますけれども、地域福祉施策は本当に生まれてから自分が墓場に行くまで、全て当てはまって、該当するものだと思いますので、その中で誰もがもしかすると犯罪者になるかもしれない世の中で、生きにくさを抱えて、そのままにしておくというのは、地域共生社会の実現というのが本当に言葉遊びにならないようにするためには、やっぱりこれは必要なものかなというふうにも思います。

一応、町では中核機関として権利擁護センターというのが、役場内でしょうか、保健福祉課内に設置されていると思うんですが、ここの機能もしっかり皆さんに、ぜひ浸透というか、お知らせできるような、そんな仕掛けというのは、今後もぜひ促していければなというふうにも思いますので、よろしくをお願いします。

もう一つ目なんですけど、後見人制度については、制度改正もあって、総体的に見れば使いやすくなるだろうと。今までのような縛りを少し外して、より利用しやすくなるだろうというふうに条文上は、内容上は読み取れるんですけども、ただ、同時にここもやっぱりその成り手という部分においては、なかなか、利用したい方がいても、それを対応する担い手の方

がないと、結局なかなか改善がされていかないだろうなというふうにも思います。

この部分で今回お聞きしたかったのは、住民の方が後見人になるというのはもちろんのことなんですけれども、同時に法人後見という仕組みというか、制度というか、というのもあるようなのですが、これを進めていくに当たり、法人後見という部分の担い手確保策というのは検討されているものなのかどうかというのをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 法人後見、なかなかちょっと私も知識が進んでいないところがございます。いずれ、委員おっしゃったように、今、認知症の方が全国で600万人から700万人と言われている中で、利用者数が24万人ということで、かなりそのパーセンテージからいうと低い状況の中で、今、国のほうでも使い勝手をよくするよというところで審議が進められているところでございます。

町のほうでは、権利擁護研修会というのも開催して、ケアマネ、それから障害福祉事業者向けにそういったところを周知啓発を図っておりますので、法人後見も含めて、そういった認知症高齢者が増えていく中で、しっかりこの制度に結びつけられるように対応していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 法人後見については、すいません、戻ります。地域福祉計画の中では、一応、住民の後見については、周知、育成、活動支援の実施体制を検討し機能強化を図るというふうにうたわれていますので、この部分はもちろん今後も進めていくんだと思いますが、同時にやっぱり個人、これ民生委員さんと同じ話なんですけれども、個人だと、その方がもしいなくなっちゃう、できなくなっちゃったっていうときの次というのが続かないと、結局その利用者の方にとってはデメリットでしかないという部分が考えられます。法人の場合ですと、法人ですから、例えば、その方がいなくなったとしても別の担当者が引き継いでちゃんと後見していくというメリットはあるんじゃないかな、もちろんデメリットもあるかと思うんですけれども、何せそこに経済性も多分発生すると思うので、一長一短にはいかなと思うんですが、ただ選択肢の一つとして、よく言われる選択肢がなかなかないから困っているという声も聞きますので、選択肢の幅を増やすという意味では、検討の余地はあるのかなというふうにも思いますので、ちょっと今後また進めていければというふうに思います。



5番目ですね、今度は外国人技能実習生のお話なんですけど、実はこれ、通告書提出のときもそうでしたし、あと恐らくこの質問事項だけ見ると、恐らく大方の皆様が何か産業の話かなというふうにするような内容に見て取れるんですけども、ここでお聞きしたいのは、この町に実習生として来る方の人権配慮の部分というのをお聞きしたいと思って、ちょっと項目に入れさせていただきました。

特に今回、宮城県のほうでかなり強く力を入れているというか、今後において外国人材高度化転換支援事業の実施というのはもう、今後進めていくと思いますし、人口減少の話になれば、当然労働力の確保という部分では、この部分というのはまだまだ少ないとはいえ、見逃せない部分でもあるのかなというふうにも思います。ただ、実態としては、どうしても何か労働者という枠になっていて、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、よく対応している企業さんもあれば、逆に、労働者扱いのみになっている企業さんもあるという現実の声も聞いておりますので、いろいろ問題はあろうと思うんですが、ちょっとここで、今日取上げたいのは、言葉の問題というのは、一つ大きな壁にもなっているのかなと。やっぱり言葉分らなかったらコミュニケーション取れないですし、困ったときに相談もできませんし、もしかすると消費生活問題に引っかかるかもしれませんし、いろんな問題が実は潜在的にあるんじゃないかなというのも心配されております。

ちょっと調べてみたら、前はやっていたのかなと思ったんですけども、外国人実習生の皆様の生活環境の向上を図ることを目的として、日本語教室なるものをやっていたんですかね。これ、何か宮城県国際化協会の県内日本語教室一覧というので調べたんですけども、南三陸町あったんですね。見たら、コロナで休校中となっているんですね。担当は企画課となっていました。

休校されているというふうに理解すると同時に、再開はされることは、もうアフターコロナ、ウィズコロナと言われておりますので、再開されるのかどうかというのをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） コロナ禍以前ということで実施をさせていただいておった事業であるかと思うんですけども、現段階でいつから、コロナ明けということでいつからどういった内容でということ、この場でお示しできる材料としては、まだ御用意できてございません。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まだという回答でございましたので、ただ、休校中ということは、再開もあるというふうに、あくまでそれホームページ上の話ですので、町としてどういう決定をされるかは、また今後の話だと思いますが、ただ、それが入り口になるのではないかなど。それを再開させることによって、少なからず働く場所、そして、その場所が働きやすくなるだけではなくて、逆に地域に参加する一つの入り口にもなるのではと、結局、働く場所も大事なんですけれども、住む場所も大事ですね。住民、実習生ではなくて、地域で言えば地域コミュニティも結局作り直す、もしくは、コロナもあって、震災もあって、また新しくつくっていかねばいけないという部分もある中では、なかなかそこにいきなり外国人の方が入ってくるというのは、地域の方にとってもなかなかちょっと考えづらい部分かなというふうに思いますので、ぜひ入り口をつくっていただきたいなというふうに思いますし、もっと言えば、結局暮らしていますので、日本語のコミュニケーションだけじゃなくて、例えば、日本の交通ルールを知っていただくために交通教室の開催であったりとか、あとは料理教室なるものですか、それは恐らく一番最初の答弁でありました民間企業さんのほうでやっている方もいらっしゃるようでございますが、ただそれは一部にやっぱり限定されているのかなというふうにも思われます。ぜひこの普及啓発を図ってほしいなというふうに願っています。

さっき言った労働力としてだけで実習生の方を受け入れるのではなくて、1人の人間としてこの町で受け入れることによって、よかった、本当に来てよかった、実習に来てよかったという話が、また広まっていけば、この町に継続的な労働力ですとか、あとそもそも住民として住んでいただけるのではないかなど。環境が生まれると思います。

逆を返せば、それができないと、もうあの町に行きたくない、あの会社には行きたくないという声だけが、帰国してからも広まっていくようでは、ちょっとこれはお先真っ暗かなというふうな部分ですので、ぜひ頑張ってというか、そこは頑張ってほしい部分でもあります。

あともう一つお聞きしたいのは、今言葉の壁という話もしたわけなんですけれども、結局、私たち住んでいる側にとっても、言葉の壁って結局、向こうにとってもそうですし、外国人実習生の方にとってもそうですし、私たちにとってもそうだと思います。

そこで、中継役となる通訳の方、もしくは、同時通訳機能とかいろいろ今テクノロジーもありますけれども、そういった部分でコミュニケーションを図る、特にやっぱり長く研修、滞在していれば、当然、体調を壊すこともあると思いますので、どこからどこまで全部一斉にやるのは難しいと思いますけれども、例えば、医療現場ですとか、例えば、役所、役場です

ね、例えば通訳できる方を配置するとかという配慮も、今後考えてほしいかなと私は思っているんですが、そういう考えというのはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

国際交流協会、町内にもございますし、そういった中で様々な事業に当たって、庁内でも通訳できる方おりますので、現状ではその都度、その方をお願いしているというふうなところでございます。

そういった考えの延長線上で、今後、そういった技能実習生のコミュニティー、または地域に溶け込むような行事、ちょっと見てみたら町内に30名近くの方がいらっしゃるというふうなことです、そこはちょっと前向きにといいますか、今後検討しなければならないことだなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 何でしょうね、外国人実習生と特定しちゃうと、何か手厚くみたいな考え方に陥ってはいけないとは思いますが、ただ、1人の人として地域にまた溶け込んでいく、暮らしていく、そして助け合うというふうに思えば、できる限りの配慮というのは、行政としてもぜひ考えていただきたい部分かなというふうに思います。それが人なのか、テクノロジーなのかというのは、また、やり方は様々だとは思いますが、ここも町として本当にできる限りのことをぜひ、30名近い方がいらっしゃることでもあり、大きな力だとも思いますので、ここはまた次回以降、産業の話においてもちょっと関わってくる部分かなと思いますので、続きをぜひ、引き続き取組をお願いしたいと思います。

では、最後の項目、子育て支援、これも話すと、先ほど申し上げましたとおり、これで90分使うような内容になってしまうんですが、今回は町長答弁にもありましたとおり、いろいろ進んだ部分というのは、令和5年度あったことというのは、すごく評価できる部分だと思いますし、それは後藤議員が一般質問で提案いただいて実現した部分、それから、今、当事者の若いお母さんたちが自主的に頑張っている部分、いろいろあってこそその成果というのは、本当にある意味すばらしい部分かなというふうに思っております。

実際に子育て作戦会議、しゃべり場、参加してまいりましたけれども、ちょっとスーツがふだん着ている服なんですけれども、いきなりふだん着で行ってかなり笑われちゃったんですけれども、でもそういった場がまず始まったというのはすごくいいことだなというふうに思いましたし、実際そこで聞いた声というのは、やっぱりすぐ取組んでほしいもの、でもち

よっと難しいもの、やっぱりいろいろ様々でありました。やっぱり現場の声ってすごく大事ななど感じた部分でもあります。

同時に、環境を顧みれば、なかなかそのアンケート結果というのは、もちろん数が少ないので一概には言えないかもしれませんが、調査によればやっぱりどちらかのお父さん、お母さんがいない世帯というのも3割ぐらいあるというのも現実としては見えましたし、そういった方々、やっぱり子育てをしていく上で様々な課題を抱えているというのも、すごくやっぱりそれは今後やっていかなければいけない。この後の、後日の施政方針でもあるかと思うんですけども、ここはやっぱり重点項目かなというふうにも捉えております。

今日お聞きしたいのは、いろいろ子育て支援というのはどの町でも手厚くというか、一生懸命やっている部分ですし、今後、もっともっと必要になってくるという部分はあるんですが、同時に見受けられるのは、給付型支援がとても多いなというのも実際かなと。結局、お金は出します、でも肝心な部分はやっぱり自分たちでというところが今までの施策の大部分であったかなってというのは、逆に、何でしょうか、子供を産みづらいとか、育てることがしづらいなという部分の気持ちにもつながるのかなというの少し思います。

ちょっとこれは一長一短ありますので、まだ具体的にはなっていないかもしれませんが、よく聞かれるのが、子育て支援センターだけではなくて、ファミリーサポートセンターがあればいいな、あればいいなのレベルですけども、ただ、町としてそういった考えが今の時点であるかどうか。いろんな、もちろん設置したからといって利用率が上がらない要因というのもデメリットとして、もうほかの町でも聞いていますし、それがあったから大丈夫だという話にもならないと思うんですが、考えとしてはどうなのかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 現時点では、ファミリーサポートセンターの設置というものは、いろいろほかのところの事例等を通して、メリットなどは情報は収集しておりますけれども、当町においては現時点では考えていないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かります。もう設置したからといって、そこがあれば大丈夫かというのと、そういう話でもないというのが現実ですし、ただ障害者の話でもちょっと触れましたけども、やっぱり選択肢をどう、いかにつくるか、ただそれについては、コストもあつたりとか、人の問題もあるので、一概には言えませんが、ただ、選択肢があること自体が、子育て

しやすい環境につながるかどうかというのは、やっぱり今後しっかり調べてとか、検討していくべきものかなというふうに思っております。

あとは、せっかく今、すごくスタートを切っているこの環境の中で、ちょっと、それを実際にやっている当事者の皆様に対する支援というのは、どうしても1年区切りになっていて、それで1回、また見直しなり評価なりもしなければいけないというのは、常ではあるんですけども、これをいかに継続的にやっていく体制ができるかどうかというのは非常に大事ななど。

今、結局、NPOさん関わってもらっていますけれども、これも自前でできるかという、決してそうではないという現状もあるかと思えます。そこをしっかりと継続的にサポートしていけるのかどうか、ちょっとその考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今回の子育てタウンミーティングに関しましても、NPOさんの本当に多くの御協力をいただいて、協力し合いながら開催までこぎ着けたといった状況でございます。

支援というか、フォローというか、NPOさんでできること、それから町でできること、しっかり整理をして、お互い協力体制を引き続き築いていきたいなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そういう意味では、やっぱり南三陸町らしさといえ、地域人材というのはやっぱりいらっしゃるんじゃないかなと。すごく協力的な方々が、今現在いらっしゃいますし、増えてきていますし、ほっとバンク、虹のバトン、そしてあずかりあいの支援ですとか、いろいろ考えられることは考えられていくと思いますので、ぜひここをしっかりとサポートできるような行政の形であってほしいかなというふうに望みます。

子育てについては、先ほど申し上げましたが、給付型の一時的な支援だけではなくて、本当に伴走型で支援していく形が大事ではないかなというふうにも考えております。結構、幸せの価値観というのは人それぞれ、様々ではあります、今の若い方々の価値観というのは、経済的な貨幣価値だけではないなというの、ちょっと若い人と話すと感じておまして、やっぱり心の健康という話も先ほどありましたけれども、やっぱり生きがいですとか、やりがいですとか、そういった部分があることによって幸せと感じたり、ここで暮らしやすいな、この町で生きていきたいなというふうな町になっていくのではないかなという、今日のいろ

いろ話している中での総体的な話なんですけれども、これまでも、そしてこれからも、今回は計画によって重層的支援の確立を図っていくといただきましたので、これをより一層進めていっていただくことを期待しています。

最後に、町長は先日、防災対策庁舎の保存も決定しまして、未来の命を守っていくというふうに決意表明されたことも含め、私たちが若い世代に今何ができるのか。この地域福祉の在り方について、若い方にメッセージじゃないですけれども、こういう町にしていきますというふうな、もし考えがあれば、そこを伺いまして、終わりたいと思います。

トップダウンとかリーダーシップで進んできた町、今までだったのかなとも思いますし、同時に、これからは一人一人助け合う、生きやすい社会にしてくるためにも、ボトムアップも融合させていくようなまちづくりというのは、目指したいなという希望も持っております。

最後に、もう1回言いますけれども、若い世代のために、今私たちが何ができるのかという部分を町長にお聞きして、終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 伊藤俊議員には、6項目にわたって、細部にわたって御質問をいただきました。

これから計画を立案をして、一番大事なことは、これをどう実効性を保つかということが非常に大事だというふうに思います。

いずれにしても、若い世代の方々の御意見ということについては、後藤議員がいろいろ若い世代の方々の御意見を取り入れて、様々な提言をいただいて、実行できるものは実行しましょうということまでやってまいりましたし、先ほど来御指摘の部分についても、いろんな方面から御意見をいただいて、それを実現してきたということもございますので、若い皆さん方には、こういうふうな施策をすれば子育てもしやすいとか、あるいは地域で住みやすいとか、そういう様々な御意見、実態の中で皆さん経験していると思いますので、ぜひ町のほうにもお寄せいただければというふうに思います。

それこそ、みんなでつくっていかねばならない福祉でございますので、その辺はひとつ御協力を賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で伊藤俊君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、菅原辰雄君。質問件名、農村公園等の管理、活用について。以上1件について菅原辰雄君の登壇発言を許します。菅原辰雄君。

〔12番 菅原辰雄君 登壇〕

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

農村公園の管理、活用について、町長に伺います。

各種農村公園は、それぞれの目的を持って整備され、有効に活用されてこそ意義があるものと御認識の下に、次の点を伺います。

1つ、正鵠の森は、豊かな緑を町民の財産として保存し、緑の大切さを広く提唱するとともに、町の優れた自然環境を将来に継承するとして、旧志津川町時代に整備され、三十数年が経過しましたが、維持管理等は十分されているか。

2つ、入谷の里山の風景に溶け込み、町民の憩いの場となっていた南三陸町せせらぎ水土里公園だが、川辺の施設や護岸を中心に大雨による被害を受けた。陸上部の施設に大きな被害はなかったものの、従前の公園としての機能は果たせていない状態にあるが、今後どのような対策を講じるのか伺います。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の御質問、農村公園等の管理、活用についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、正鵠の森の維持管理についてであります。正鵠の森は、平成4年6月に優れた自然環境を将来に継承することなどを目的に整備し、樹木を永久に伐採しないものとして設定をいたしました不伐の森や、樹齢が200年に達するまでは伐採しないものと設定した二世紀の森などがあり、維持管理については、町が実施する通常の維持管理のほか、保呂毛行政区の方々にも御協力をいただいております。

行政区では、年2回の保呂羽神社例大祭の時期に合わせ、遊歩道の草刈りやトイレ掃除などを地域総出で実施をしていただいております。地域の方々も、正鵠の森は自分たちの森であるという強い意識をお持ちでありますので、引き続き協力をしながら、正鵠の森の維持管理を実施してまいりたいと思っております。

次に、質問の2点目のせせらぎ水土里公園であります。せせらぎ水土里公園は、平成17年4月に、自然との触れ合いを通じた環境教育、情操教育の場や美しい景観を生かした憩いと交流の場として入谷地区に整備しましたが、令和元年台風19号により、水車小屋へ渡る橋などが被災し、公園の親水機能が失われてしまいました。

発災当時、当該施設が農業用施設でないことから、災害復旧事業の対象とはならず、現在に至っている状況であります。

今後、被災した橋を復旧するためには、町単費で多額の費用が発生するため、簡単に復旧することはできませんが、近くにありますさんさん館では交流事業も行われておりますので、そういった施設を活用しながら、入谷地区の交流事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長から正鵠の森、平成4年6月に開設した、あるいは、せせらぎ水土里公園についてもいろいろ説明をいただきました。

まず、正鵠の森なんですが、私、今回、一般質問を通告するに当たりまして、正鵠の「鵠」という字、ちょっと間違っただけで通告しました。ただ、この文字と案内板の文字が違うんですよね。この点を、私はそちらのほうで、「鵠」という字、牛なんですよ、牛に口、あと鳥。それが、案内板では告げるという字になっていたんで、告げる、それに鳥なんですよ。私、ちょっと勉強不足で、この告げるという字書いていたら、事務局に、いや鵠はこうですよと指摘を受けたので、それではこの条例とか文書はこれでなっているんですけども、案内板にはそういうふうなことになっているので、これっていかがなものかなど。その辺のちょっと最初に伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 正式な名称といいますか、用いる文字につきましては、正鵠の「鵠」は告げるに鳥の「鵠」を本来は用いるべきと。条例のほうもこちらの文字を採用しているというところがございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今回の私の質問通告書なんか牛になっているけれども、どうなんですかこれ。今の答弁とまるっきり、でしょう。再度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 大変失礼いたしました。訂正いたします。牛の口に鳥の正鵠が正解でございます。失礼いたしました。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今回、通告書のとおりで間違いはない。そうすると、平成4年からいろんなところに案内板ありますけれども、その告げるは誤りなんですよ。私みたいに、その告げるという字をそうだなと思っていた人たち、大変困惑というか、これまでやってきたんだから、これしょうがないんですけども、今後はやっぱりそういうのを含めて、この牛へん



にしていくんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 当然、正しいもので今後は使ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。この辺がちょっともやもやしていたので、私ここで言っているものかどうか分からなかったんですけども、まずそれでは今後、いろいろ案内板とかそれについても、後からいろいろお話をさせていただきたいと思います。

正鶴の森ですけれども、設置目的があります。これって、私、今回、これ取上げたのは、職員の方々、あるいは町民の多くの方々も、正鶴の森って正確に知っているのか、認識しているのかな、そんな思いでした。それと同時に、町としては、正鶴の森、面積広いんですから、森林部分については、町有林の施業計画の中に組み入れて随時やっているものだというふうな認識の下なんですけれども、改めてここで伺いをしていきたいと思います。

地域的には、私、保呂毛の川、あと水尻川から行って入大船の川に囲まれた一帯、地区的にはそこでいいですよ、地区的には。

それで、正鶴の面積としては111.22ヘクタールでしたが、それで間違いありませんよね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 正鶴の森の区域としては、全体としては約340ヘクタールほどございます。その中で、不伐の森、二世紀の森、一世紀の森とそれぞれございまして、これらが約110ヘクタールということになっております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時07分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。菅原辰雄君。

○議長（星 喜美男君） それでは、森林公園として110.22ヘクタール指定されています。その中で、不伐の森41.13ヘクタール、二世紀の森46.76ヘクタール、一世紀の森は22.33ヘクタールと、こういうふうに指定されております。山なので、いろんな意味で管理は、管理というか、町有林の施業計画によって管理されていると思うんですけども、面積が面積なもので、

どれぐらいやっているのかな、そういうふうな疑問が湧いております。

どのような管理、育成管理といたしますか、そのようなことをやって、どのような効果が出ているのか、現時点での状況をお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 正鶴の森の管理につきましては、条例、規則の中でも管理の内容ということで定められております。一つとしては、植林及び樹木の育成に必要な森林事業、あるいは森林病虫害の駆除、防除対策ということで、いわゆる適正な森林経営事業をやるということで定められております。

現在の状況でございますが、平成14年から令和4年度まで、全体で約47ヘクタールを除間伐しておるところでございます。全体の面積からいいますと、約4割ほど、そういう徐間伐の作業を行ったところではございます。

将来的には、現計画ですが、令和9年度まで、約76ヘクタール、約70%ほどを実施する予定としております。これ以降については、また別途、計画を定めて実施していくというところがございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろなことで手入れをやってきたということで理解をいたしました。

この中には不伐の森も入っていますかね。不伐の森はどっちかといえば保呂羽山の上のほうかと、そういうふうな勝手な認識をしておりますけれども、分かりました。これから順次、また計画を立ててやっていくということでもあります。

その中で、針葉樹、あるいは広葉樹等あります。案内板には色分けして、針葉樹、広葉樹ありますけれども、今のは多分、針葉樹の分だと思っておりますけれども、広葉樹のほうもやっぱりある程度の手入れというか、そういうのは必要かなと、そういうふうに思っておりますけれども、広葉樹も今のあれに入っていましたでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 基本的には、針葉樹、杉であったりヒノキという部分を中心になっております。広葉樹につきましては、例えば、枯れて危なくなっている部分とかの状況等ありますが、育成という部分での手入れはあまりしていないというところがございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 枯れ木の状況とかそういうのはやっているということですが、大きな意味で言えば、ある程度手を入れていかないと、やっぱり山そのものが駄目になって、

公園であると言いながらも、なかなか難しい状況になっていくのかと心配しますので、ある意味、手間暇かかるんですけども、そういうところは鋭意努力していただきたいと思います。

この前まであって、今、壊れてなくなった案内板には、一応、保呂羽山、あるいは今言った不伐の森とか、二世紀、一世紀の森、あとは広葉樹、針葉樹、色分けしてあったんですけども、あれはあれとして必要なんですけども、パンフレットとまでいかないんですけども、例えば保呂羽山を中心として、不伐の森はどの位置なんですかという、そういう疑問を持つので、かく言う私もそのうちの一人なんですけれども、そういう位置図みたいなものは、現段階であるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 正鵠の森への入り口となる町道部分に、区域を示す看板ございましたが、昨日、1月の強風の影響で倒れてしまいまして、年数も相当たって、30年前後たっている古い看板でございましたので、こちらがちょうど、今お話あった区域を示す看板でございました。

現在は道路沿いにあったものですので、一時退避というか、危険にならない場所に移して保管をしているというところでございます。

議員御指摘のとおり、一般的には区域を示した看板を見ないと、どこが不伐の森で、どこが二世紀の森、一世紀の森というのがちょっと分からないと。我々のほうは林班図持っていますので、地番の中から追えば分かるんですけども、一般の方に対してという部分では、今ちょっと分からないような状況になっていますので、その看板の修復という部分と併せて、例えばホームページに載せるとか、一般の方々に分かるような手段をちょっと考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

あとは、最初に言いましたように、区域として、保呂毛、あるいは入大船もありますけれども、例えば、保呂毛の道路を行ったときに、ここから二世紀の森ですよとか、そういう道しるべというか、案内板みたいなもの、私、ついぞ見たことないんですけども、その辺、当初から設置していなかったのでしょうか。私は、ある意味、町で条例もつくって、こういうふうにしてやっているんだから、それぐらいのあれは示して、町民、あるいは散策した人、いろんな人が行くと思うので、その人に道しるべというか、案内というか、場所がここなんだ

よということを知らせるような道標でもいいし、そういうの必要だと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 平成4年ですかね、その頃に設置したかどうかというのは、ちょっとすみません、分かりかねるんですが、そういう区域を示すものというものについてはちょっと考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

私、今なぜそんなこと言うかということ、職員の方々は林班図とかいろいろなものを持っているから分かると思うんですけども、一応公園として、大々的というか、私にとってはもっと宣伝して人に来てもらう努力すべきだと思って、今、質問していますけれども、そういう意味で、やっぱりそういうのが必要だなと、そういうふうに思っております。

そうすると、あとは、森林という観点では、それなりの手入れとか手当てをしているということで理解をいたしました。

次に、地区住民の方々に除草とか清掃委託していますよね。やっぱりその折には、やっぱりどういうふうにやったかと、完了検査じゃないですけども、確認に行くと思うんです。それはやっぱり、年に1回、2回行っているんでしょうね。その辺を確認します。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 現地のトイレ掃除、あるいは草刈りという部分については、地域の皆様をお願いしているところがございます。その際、謝礼として幾ばくかお支払いさせていただいておるんですが、確認といいますか、行ったことを職員のほうが現地を見に行くということでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 作業終わったとき見に行っていますよね。職員の方がね。そこなんです。ただ正鶴の森公園ですからね、設置当初に頂上付近からの眺望もよかったので、何人ぐらい訪れたか、それはちょっと分からないし、担当課でも調べていないと思うんですけども、せっかく公園として当時整備しました。保呂毛から行って、鳥居があって、一の鳥居、二の鳥居とあって、あとは池があって、フクロウの彫刻というか石碑というか、それがあって、トイレがあって、その辺は、この間行ったとき私確認していますけれども、やっぱりやっているんだな、そういう確認はできました。

そこからなんです、一応公園として町で管理しているにもかかわらず、頂上付近のあずまや、あるいはベンチ、確認していますか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 現地のほうは、私も行っておりますし、担当職員のほうも、年に何回かは確認をしているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 担当職員も課長も行って確認していました。さっきから私が言っていますように、頂上の神社、あそこから若干下って行って、あずまやあります。ベンチがありました。過去形です。ベンチの体をなしていません。あとは、あの辺を0.5ヘクタールぐらいなのかな、それは神社の山というか、あれだと思うんですが、それらを含めて、町として正鶴の森公園として取り扱っているにもかかわらず、今言ったように、ベンチは朽ちて、体をなしていない。あずまやも屋根はあるんだけど、腰かけ部分はいかんせん座れない。あるいは、松の木が、大木が何本も枯れた状態で、枯れ木の状態で立っている。

私、さっきから何回も言ったのは、そういう確認に行っていますよね。除草作業でも委託したから。行ったときにそんなの目に入らないのかな。だって公園なんですよ、公園。その辺の意識が、職員としても、町民としても、ちょっと薄いのではないのかなと。だから、それを気づかないでそのままにして、これね、すみません、今の課長が悪いとかそんなんじゃないですよ。これ設置して何十年もたって、それ朽ちてきているんですから。歴代の方々全てに言えることで、何でその意識がなかったのかな、私それを言いたいんです。どうです。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 年月が経過して、施設が大分老朽化していると。その中で、使用に耐えられない部分になっているものがあるということについては、我々としても反省する部分だと思います。利用者の方に、休むというか、憩いの場となるような部分の施設については、今後はきちんと管理をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今後はちゃんと管理ということは、一応というか、公園ですので、今指摘したようなことは、枯れた松を含めて、誰が行っても安心に、もっと言えば、多分町有林だと思うんですけれども、そのベンチがあったところに行っても、何か斜面の杉が伸びて眺望が効かないんです、せっかく行っても。ある意味、そういうことに気をかけていただきたい。それは、いずれじゃなくて早急にやってほしいです。町長、そうですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 正鵠の森については、先ほどお話ししましたように、相当の年数がたっております。当時はあそこに上がって行って、フクロウの下でいろいろお茶を飲んだりとか、そういう方々も随分いらっしゃいました。ただ、現実問題として、今なかなかあの場所まで足を運ぶという人が現実そう多くないというのも、これ事実です。その中で、今、あずまやとかベンチがというお話で、大分老朽化しているのは、多分想定できますが、果たしてそのまんま、また再建していいのかということも含めて、検討せざるを得ないんじゃないのかなというふうに思います。

昔のように、多くの方々があの場所に足を運ぶという場所でしたので、一定程度整備はちゃんとしておりましたが、しかしながら、年数がこれほどたってくると、なかなかあその場所まで足を運ぶというのは、最近行った、多分菅原辰雄議員が行ったと思いますが、それ以外なかなかあそこに足を運ぶというケースというのは、ただ、あそこは神社ありますので、そういうケースもありますので、例えばベンチとかは、整備というか、ちゃんとしなければいけないと思いますが、あずまや等を含めてもう1回再整備するのかということは、その辺も含めてこちらのほうで検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ですよ。ですから、私、職員はじめ町民皆さんが正鵠の森ということで意識、また認識を新たにして、もっとね。あそこ登っていくのは健康のためにもいいんですから、親善のためにも、こういう意味で、やっぱりいま一度考えてほしいということあります。

あと、ついでながら、先ほど来、言っていますように、大船にある正鵠溪流とか、そういう看板、案内板。以前は門前の商店のところにも正鵠の森入り口という案内板があったんですけども、津波で流されて、その後そのままになっているので、せっかく、先人と言ったら駄目だ、皆さん含めて先輩皆さんが、やっぱりそういうふうな条例まで、あとは規則までつくった、整備した正鵠の森ですので、ある意味宝の持ち腐れにならないように、町でも「森里海ひと」、今度は「ひと」が最初に来たんですね、そういうふうにしてもう使っているので、やっぱりそこは源だと思うんです。大体、正鵠という言葉自体が、何か弓道の的を示す、狙いどころか急所とか、そういうのがあると思うので、せっかく整備した正鵠の森なので、頂上のあれも含めて、やっぱり下の案内板とか、あれはもう検討じゃなくて早急に対応していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういった案内板等については、御指摘のように早急にといいますか、整備をしたいというふうに思います。

多分町内にいろんな公園があります。リアスの森もありますが、そういったところの、いわゆる案内看板等含めて、総合的に全部検討、検証する必要があるのかなというふうに思いますので、ちょっとお待ちいただければ、こちらのほうで対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、案内板とかそこまで行きました。私、通告で活用についてというあれもしているの、活用。今はこれまでやってきた設備とか、あるいは維持管理とか、あれなんですけれども、今度、活用についてということで題にあるので、どのような活用していくのか。

これってやっぱり活用次第では、うんと大きなあれがあると思うんですけれども、今、じゃあ、あなた具体的にどうなのということは、ちょっとないんですけれども、これはあくまでも設置した側の皆さんに活用についてどのような考えをお持ちか、あるいは、今持っていなかったら、いろんなことでアイデアを出し合ってやっていくという答弁になるかもしれませんけれども、その点をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） だから活用という、どうするんだと言われても、なかなか答えとしては難しいんですが、しかしながら、あそこの正鶴の森が設置されているという意味合いを考えたときに、まさしくあそこは自然に親しむという場所、あるいは森林浴とか、そういうまさしく自然と触れ合う、そういう場所だというふうに思っておりますので、どこかの施設と違って、施設だとどう活用するんだというのがありますが、あそこの場所は決してそうではないというふうに思いますので、そこの在り方、在り様というのについては、それぞれ分け隔てしながら考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いや、担当課の課長としても何かあるのかなと思ったんですけれども、ないですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 公園の目的としては町長おっしゃるとおりでございます。住民

の方とか、町を訪れた方が散策をしたり、野鳥の観察をしたりという、心を休めるような場所なんだろうというふうに思います。

PRが不足している部分があるのかもしれませんが。我々としても資源の一つとしてPRをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

先ほど来言っていますように、せっかく設備したのが老朽化してもなかなか更新、あるいは手入れをされないということは、皆さんの意識が低いのかなと、そういうふうに思うので、やっぱり職員として、ある施設を長持ちさせるように、あるいはまた、朽ちてきたら、ああいう状況になる前にやっぱり手をつけるべきだと私思うんです。ある意味、こういう意味で何やってるんだと、私はそういう気持ちでいっぱいだったので、ただ、町長言うようにいろんなことで考えて、これからまた、それ継続して、昔みたいにとはなかなか、いろんな条件あって難しいと思うんですけども、やはり、自然に親しむとかいろんなことで、入込も考えて取り組んでいていただきたい、こういうふうに思いますので。

次に、あとは、水土里公園なんですけれども、先ほど答弁をいただきました。

答弁あれだと、何もやると言ってくれなかったんで、はてはてとっていました。当初は、今も、木が、クルミの木とケヤキの木、あるいはその反対側にもクルミがあつて、あれ危ないということで伐採して、今も何か見るところによるとクルミとケヤキも根元が流されてしまつて、さてこれどうするのかと、そういうふうに危惧しているんですけども、町長、どうなのでしょうね、せっかく整備して、水車小屋があつて、私もさんさん館に来たお客さん連れて行ったりして、あとはあそこで粉、小麦を持って行って粉、あとソバを持って行って、ガタガタピッチャンというか、それでもって製粉までやろうとしたと、何か目的がそこまで行っていなかったんで、うまくいかなかったんですけども、ただ水車があつて、風情があつて、よかったなと思っているんですけども、先ほどの答弁だと、いや何か原状回復というあれが全然見えてこないなと思っているんですけども、いかがなもんですかね。とりあえず担当課として、今、どんな考えお持ちでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 現場のもともとの施設として、対岸にある水車に行くための橋があつて、さらにその下に、川底に親水性のある護岸といいますか、コンクリート構造物があつたというところがございます。



こちらのものが令和元年の台風19号で被災をいたしまして、護岸はほぼ流出寸前のような形で破損をしたというところでございます。

御承知のとおり、近年、記録を更新するような大雨が多発するような状況でございます。台風19号の折には、水車のあった部分の下流側が、道路などが大きな被災を受けるというような被害もございました。

現状を当時見たときに、護岸が流出して、またも河川を閉塞して、大きな災害になる可能性があるということで、我々のほうで令和5年の12月に、護岸と橋のほうは安全性を考えて撤去をさせていただいたものでございます。

再設置という部分につきましては、今、申したとおり、近年、川の水の量が非常に多い、雨が降るようになっていると。そもそも河川の中にそういう護岸をつくるというのは、河道、いわゆる川の水が流れる部分を閉塞する要因になると。面積が小さくなるとそれだけ溢水であるとか、そういうことで危険性が非常に高まる可能性があるので、再設置というのは非常に慎重に考えなければならぬだろうというふうに考えております。橋についても、こちらも同様でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 当初は、今みたいに、平成17年ですか、設置はね、集中豪雨みたいなのが少なかったからかと思うんですけども、ある意味、川のあれに設置するということは、そういうリスクもあるということは、承知の上でやったんだろうとは思いますが。ただ、今、こういうふうに、これまでにないような時間雨量とか、それがあって、気象条件が変わった、要件が変わったっていうので、これはぜひともあれやるべきだということはなかなか言えないんですけども、せめてあそこにあった橋とか、あれぐらいはやってほしいと思うんです。

大体、あれ、南三陸水土里公園ですよ。ということは、あれ県の事業だったんですよ、多分。県の事業でやってきて、今、県ではもうお金出さないんだ、その辺ちょっと分からないんですけども、今やってきて、活用してきて、私どもなんかも、そんな頻繁に行くわけじゃないんですけども、あそこへ行ってのんびりするのが本当によかったんですよ。前は栈橋みたいなのがあって、あそこへ行って川の水に足を入れて和んだり、あれ私もやったことあるんですけども、近くのお年寄りの方とか、あとは先ほど町長が話されたさんさん館に来た人も散策の折にいろんなことで、ああいいところだねと、そういうふうなことで、貴重な財産というか施設だったんですけども、今の話を聞くと、何せ、何もやらないみたいな

感じで、はてさて困ったなと思っているんですけども、もうちょっとやっぱり地域の皆さんがそれだけ親しんで、みんながよかったねと、私、この通告書にやったように、入谷の風景に溶け込んでいるんですよ、全く。あれが稼働しない、なくなる、なくなるというか、水車はあるんですけども、あのまま、言葉悪いけれども、私にとっては放置という以外何物でもないんですけども、その状況だとどうなんですかね。非常に残念な思いなんですけれども、何とか橋とか、あるいは、最悪と言うとあれだけでも、水車が回るような措置を、最低限講じていくべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今、橋がない状況でございまして、水車のところに、公園部分に行く手段が非常に難しいというところでございます。

橋は、先ほど申しましたとおり、ちょっと安全上、非常に慎重にならざるを得ないところなんです、あちらに行くための通路、そのための通路というのは特に今ない状況ですので、陸上側から行けるようなものを地域の方々とちょっと協議をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 通路を陸上かといったら、すみません、今、大体どの辺をイメージしています。私、地理に明るいで、皆さんはちょっと分からないでしょうけれども、ちょっと口頭で今、具体的に説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 私よりも議員のほうが当然詳しいと思うんですが、当然、周り農地などに囲まれておりまして、俗にいう赤線などもないという状況でございます。そういう状況の中で、人が通って行けるようなものをあてがうことができるかということをやっと考えたいというところでございます。

周りが農地、あるいは川の部分に隣接して、今のところその道路と呼べるものがないというのは認識をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私、早とちりでしたか、行けるような道路をつくると、私はそういうふうな認識だったので、具体には言ったんです。じゃあ、何かないかということで、これから探っていくということですか。県のあれでもって町としてはどのような位置づけなんです、町としては。あそこの水土里公園そのもの、町としては。逆に、県でつくったの、何だお荷

物だなんて思っています、逆に。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） あそこの公園については、当然、その農村交流とか、そういう部分で地域に貢献していくということで、町のほうで管理をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 交流の場としてね、町で管理。であれば、やはりせめてこちらのほうから、横断線のほうからちょっと行くような、何もね、まちつくるから車通れるような立派な橋架けてくれというのじゃなくて、ただ、町の施設としてつくるには、やっぱり通行に支障がない、安全に通行できる、最低限そういう条件が必要だと思うんですけれども、地域みんながこれまで慣れ親しんできたもので、やはりもうちょっと地域みんなの声を聞きながら、ここにおられる同僚議員も一生懸命になって設置から取り組んできているんですよ。私はそれを見ているんです。私もちょっとだけお手伝いはしているんですけれども、だから、そういう努力している人もいるので、やはりもうちょっと寄り添った形での対応をお願いしたいんですけれども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 菅原議員の思いは熱く届きました。担当課のほうでも、これまで、この橋の再建といたしますか、もう1回ということで、いろんな補助事業等について、いろいろこれまで探してきた経緯があるんですよ。なかなかこの場所に補助事業を使えるというのがないものですから、ただ橋といっても、簡単な橋でも相当の金額がかかるんですよ。そこをどう補助事業を使ってやるかということを含めて考えているんですが、なかなかいい考え方、アイデア、出てこないというのが現実です。

とりわけ、あそこのあの場所にどれぐらい、費用対効果ばかり言うつもりはないんですが、あそこに何人の方々が行くかも含めて、投資、いわゆる橋をかける費用と、もうどうなんだろうということも含めて検討しなければいけないのではないのかなというふうな思いは、私は持っているんです。ですから、菅原議員の思いについては受け止めさせていただきますが、現状としてそういう現状にあるということだけは御認識いただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長の答弁で分かりました。何もしない、お荷物じゃないかということは、ちょっと言い過ぎたかなと、こういうふうに思っていますけれども、まず、そういうの

であれば、やっぱり橋架けるのであればあれだけけれども、雨降ったときはともかく、ふだんの水量のときに、あの辺、ちょっと渡って行けるなどか、それぐらいのあれでもいいと思うので、そういうふうな前向きな考えで対応していただきたい。

水車が残っているので、やっぱり最低限あの水車がコトコトコットンと回るような環境に何とかしていただきたい。橋は、さっき言ったある意味費用対効果とかそういうのになってくるとなかなか難しい面もあるんですけども、今言ったように、まず普通の平穏時はちょっとあそこ越えていくようなことも含めて、あるいは水車、あれが通年通して、あれだったら百歩譲って、何か折々につけてあそこで水車が回っている風景を取り戻して、そしてみんなの憩いの場所として再度利用を継続していきたいなど、そういうふう思うんですけども、そこを、頭、帽子かぶるためにあるんじゃないんですよ。何とかしようとするためにあるんですから、ひとつよろしく。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 大変申し訳ございません。ここで今すぐ、どれをということはすぐに申し上げられませんが、議員のお話を聞いて、ちょっと職員、あるいは現地を確認しながら対応策を検討したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長、今、課長の答弁聞いているかどうか分からないけれども、前向きに検討ということでいただきましたので、町長もぜひそんなにお金をかけないで、何とかアイデアを出し合って、そういうふうなことでやっていただけることを期待します。町長にいい答弁をもらえることを期待して私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 期待に応えられるような答弁できるかどうかはともかくとして、いずれにしても、水車残っています。ただ、今、ちょっと後ろから確認した、総務課長にも確認したんですが、中の軸とかがちゃんとなっているかどうか含めて、大丈夫だという話なので、その辺含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、及川幸子君。質問件名1、第3次総合計画と学校改革について。2、太陽光発電の推進について。3、自然災害時における町内の道路網や避難訓練は万全か伺う。以上3件について及川幸子君の登壇発言を許します。及川幸子君。

〔8番 及川幸子君 登壇〕

○8番（及川幸子君） 能登半島地震災害で犠牲になられました方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、被災されました皆様にもお見舞い申し上げます。

当町より、いち早く応援職員として被災地に向かわれた皆様や応援体制を整えた佐藤町長、関係者の皆様に敬意を申し上げます。

まだまだ支援が必要と思いますので、自分たちがされたことを忘れることなく、今後とも御支援に御尽力されますようお願い申し上げます。自分も機会を見て行きたいと思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、第3次総合計画と学校改革について、町長と教育長に壇上より一般質問させていただきます。

まずもって1点目について。

第2次総合計画の将来像が、「森里海ひと、いのちめぐる町南三陸」、第3次総合計画では、「ひと森里海、いのちめぐる町南三陸」、どのような変化があり、将来像に何を期待するのかお伺いいたします。

2点目、人づくりは短時間ではできない、長い歴史とともに育まれるものと思います。学校教育もその中の一つで、不登校児童を抱えている現状をどのように克服していくのかお伺いいたします。

3点目、はまゆり教室と不登校児童や学校の連携は。

4点目、自分で考え自立心のある子供を育むための施策をお伺いします。

5点目、多様化の時代であっても、人と人とのつながりは絶対的なものであり、大切なことは、学校、家庭、地域で子供の頃から育むべきと思いますが、その考えをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川幸子議員の1点目の御質問、第3次総合計画と学校改革について、私から質問の1点目と5点目について答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、1点目、第3次総合計画の将来像に期待することについてであります。第3次総合計画に掲げる町の将来像につきましては、第2次総合計画の考え方を踏襲し、人と自然を大切に持続可能なまちづくりを目指すビジョンとして、「ひと森里海、いのちめぐる町南三陸」と決めました。この新しい町の将来像は、自然豊かなこの町で、町民一人一人がまちづくりの主役となって、これまで以上に人と人をつなぐを大切に、助け合いながら自然と共生し、心豊かに暮らし続けていくといったことを基準基本としております。

人と自然は本町の最大の魅力であります。変わることをないかけがえのないものであります

ことから、復興後の新たなステージでのまちづくりのキャッチフレーズ、あるいはスローガンとして、町民皆様に浸透していくことを期待するとともに、この将来像に込められた思いを大切にしながら、協働によるまちづくりに鋭意取り組んでまいりたいと思います。

次に、御質問の5点目になりますが、人と人とのつながりについてであります。町では、地域全体で子供を育てる環境づくりの一環として、志津川、戸倉、歌津地区に子育て支援センターを開設し、子育て家族の交流や地域と連携したイベントなどを実施しております。

今後におきましても、第3次総合計画に掲げる子育て支援体制の充実を図るとともに、子供たちの豊かな心と健やかな体の育成を支援し、地域の方との触れ合いを大切にしながら、安心して子育てができる環境整備に努めてまいりたいというふうに思います。

2点目以降につきましては教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私のほうから、及川幸子議員の2点目から5点目までの御質問にお答えいたします。

まず、御質問の2点目、不登校児童を抱えている現状についてであります。当町では、令和元年度から県の指定を受け、志津川中学校区において、みやぎ「行きたくなる学校づくり推進事業」を実施し、令和3年度からは、町独自の取組として、町内全ての学校に範囲を広げて継続した結果、新規不登校児童生徒は減少に転じ、一定の成果が得られたものと考えております。

しかし、今年度に公表されました全国、県全体の調査結果では、不登校児童生徒は過去最多となり、当町においても、残念なことに増加の傾向が見られております。

当町の児童生徒が不登校となった要因は、対人関係の悩み、家庭環境に関わる問題、学力の不安など、児童生徒一人一人によって異なることから、それら個々の状況に応じた対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、はまゆり教室についてであります。不登校児童生徒への対応については、不登校児童生徒が抱える悩み等に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、はまゆり教室のスーパーバイザー、町の保健福祉課等がケース会議等を通して学校と連携しながら登校支援に当たっており、その中でも、はまゆり教室は、児童生徒の社会的自立を支援するため、心のサポート機能、自立サポート機能、学びサポート機能に関する業務を行うなど、中心的な役割を果たしております。

また、はまゆり教室では、情報共有の場として、年2回の不登校対策担当者会議、年3回の

教育委員会、スクールソーシャルワーカー、保健師との情報交換会など、様々な場面での情報共有の場を設定しております。

教育委員会といたしましては、今後も様々な機関と連携を強化しながら、児童生徒の実態把握に努め、学校とともに、問題行動や不登校の問題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、自分で考え自立心のある子供を育むための施策についてですが、学習指導要領にも記されているとおり、これからの教育は、一人一人の児童生徒が社会の創り手となることが求められております。

当町でも、自立した学習者を育てるために、宮城県総合教育センターと連携した学校サポート事業や各種研修会、大河原町教育現場等視察、年4回の学力向上対策委員会を通して、分かる喜びを味わわせる、児童生徒が問題意識を持って取り組む問題解決的学習、学習を個別化し、主体的な学びを促す個別最適な学習を目指した授業改善に努めているところであります。

また、将来自立した学習者として成長するには、学校教育で身につけるべき資質能力や、生涯学習社会を見据えて自立した学習者を育てる学校像、よりよい学校生活について、教職員だけでなく、児童生徒が考える機会が必要であると考え、今年度、町立小・中学校児童学生会代表者会議、通称G7、南三陸町子どもサミットを開催いたしました。各学校において話し合われた内容をもとに、代表児童生徒が一堂に会して、自分たちが目指す行きたくなる学校について話し合いを行いました。その実現に向けて行動することにより、自立心のある児童生徒の育成につながるものと期待しているところであります。

最後に、御質問の5点目、人と人とのつながりについてですが、当町では、地域社会と学校が一体となった教育の実現を目指し、今年度より、町内全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を設置したところであります。これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、子供たちの将来を見据えた教育活動を展開し、発達段階に応じた心の成長を一緒に考えていく必要があると考えております。

いい学校はいい地域にある、いい地域にはいい学校があると言われております。学校と家庭、地域がパートナーとして連携協働し、地域とともにある学校を目指し、子供たちの学びを充実させることができるよう教育活動を展開したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、なかなか書き切れなかったもので、ここから深掘りさせていた

だきます。

第3次計画では、「ひと」が前に来ました。私なりに考えたとき、全て何事においても人が関わることで、人々の営みが生まれ、環境や歴史が成り立つ仕組みに気づきました。そうしたことにより、人が森、里、海をつくり上げていくプロセスが生まれます。納得しました。

そこで、森、里、海、3つどれも大事ですが、今回は海を取り上げたいと思います。

海的环境が変わり、今年は大きなしけが度重なりました。漁民の方々は、漁業の存続に危機感を抱いております。水産の町として何か手だてはないものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 「ひと森里海、いのちめぐる町」これにつきましては総合計画審議会の皆さん、あるいは専門委員会の皆さん方が、本当に1年間、何十回と、16回ぐらいかな、集まって、いろいろ汗をかいて、方向性を決めていただきました。そういった委員の皆さん方に、改めてこの場所で感謝を申し上げたいというふうに思います。

その海を取上げて、今、しけの被害の話でございしますが、今、現状として、資料等が、持ってきているのかどうかちょっと分かりません。持っている。担当課からやりますが、確かにお話のように、大変な災害です。よく漁民の方々のお話をお聞きしますと、東日本大震災以来の大きな被害だというお話をしておりますし、県漁連のほうでも、県を通して国のほうにいろいろ働きかけ等を行っておりますので、そういった支援体制ということは、今後、徐々に構築していくものだというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 令和5年度の水産ということで申し上げますと、今年、御存じのとおり、夏場非常に暑い日が続きまして、海水温が非常に高い状況が続いております。県、あるいは宮城県漁協、我々もですが、相当な被害が出ているという認識でございます。

このたび、県と宮城県漁協のほうで夏場の高温については、令和5年の記録的高水温による養殖物被害ということで、まずは無利子のサポート資金という、貸出しの資金を準備をしていると。

今お話のあった1月の低気圧による波浪、これの水族の被害、主にワカメ被害が大きかったわけですがけれども、こちらにつきましても現在被害額の取りまとめを行っておりまして、経営サポート資金のほうを準備したいということで話を賜っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 夏場の天候、猛暑で捕れる魚もなく、原発の風評被害でホヤ、ホタテが



売れない。サケの代わりギンザケが市場では主力となりました。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、通告に従って質問してください。

○8番（及川幸子君） 今、海のことです。

そこで、提案ですけれども、今、農林水産課がありますけれども、それを水産課と農林課に分けて、水産の専門職員を配属して充実させることも必要だと思います。行政管理課を廃課にしましたが、新しい課の設置を考えていただきたいので伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 農林水産課を分散というお話でございますが、基本的には2月の会議でお話ししましたように、行政管理課が廃止ということで、そういった条例の改正についても御同意をいただきましたが、農林水産課を分散するということになれば、改めてまた条例改正ということになります。基本、現状として農林水産課を離すということの考え方はございません。

機能、水産の部分について、まず専門職といえますか、専門職、実は活用センターのほうに、博士かな、お2人います。そちらの方々が水産のほうの、いわゆる研究含めてやっておりますので、専門職としてはこのお2人がいらっしゃるということですので、あえて今、分散をするというか、分離をするという必然性は、なかなか見出しかねるというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、2点目に移ります。

大事な人づくりですので、もう少し深掘りさせていただきます。

全国的にも不登校児童が急上昇しております。家族も大変だと思いますが、困るのは子供たちです。数は言えないと話されますが、年々多くなっていることは承知です。そのことに対して、先ほど伺いましたけれども、どんな手だてを考えているのか、もう少し中身を詳細にお願いします。

ということは、町内で、実は私のはまゆりさんに行っているいろんなお話を聞いてきました。小中合わせて大体、いるみたいです。そんなことで、放っておくという語弊がありますけれども、このままでいくと、全国平均、県でも多くなっているということから、予断できないこの辺を、みんなで協力しながら進めていく必要があるのかなと思いますので、もう少し詳細にお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この不登校関係なんです。この不登校につきましては、現在では、

誰一人取り残さない学びの保障というところに力を入れるという形でございまして、もちろん議員御指摘のとおり、不登校の数というのも大変問題にはなっていると思います。実際、報道等でも過去最多になっていますよということで、全国でも29万9,000人以上というような形は、年々出ているんですけども、数もその全国に倣ったような形で当町でも見られるところではありますが、現在では、この不登校になったお子さん方にどう学びを、学びの保障をするかというところに力を入れているところでございますので、子供たちにとっては、教育支援センターはまゆりでの学び、さらには、志津川中学校にあります公設のフリースクール的な学び支援教室での学び、さらには、歌津地区にございます塾の、このフリースクールというような形で、子供たちが学びの保障が確保されるように取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、次、はまゆり教室のほうに移りたいと思います。

せっかく町の中にある施設なので、行きたくなるはまゆり教室となり、多くの児童生徒に利用していただくことを考えてもらいたいので、お伺いいたします。

まずは、このアリーナ側にあるここのはまゆり教室、アリーナのそばに現在あるわけですけども、それで、そのアリーナを使った、例えば、運動、スポーツ、遊び、いろんなことができると思うんですけども、あのスポーツアリーナを使わせることも一つの方法かなと、はまゆりの教室の中でなくて、そういうことも大事なことであろうと思うんです。

そうするには、やっぱり人手も足りない、お2人の先生たちいらっしゃいましたけれども。先ほどからこの地域、学校、町、地域ぐるみで行うということが大事だということは、私以外にも、伊藤議員の福祉の関係でも、まさにそのとおり、地域と学校、町が一体化しなければならないということを申し上げられているようです。

そんなところで、もう少しはまゆり教室にボランティアや相談相手ができ、そして遊び相手ができるというような、様々な人が教室にいることができるような、そういう広がりを見せた、そういう内容のものにしていくべきではないかなということも考えられますけれども、その辺どうお伺いしているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私もそのように感じております。不登校になったお子さんが、特定の場所に閉じ籠もるのではなく、やはり地域の方々であったり、様々な方々、様々な行事、様々な活動に参加をするということは、特に大切なことだと思っております。

ただ、この不登校の児童生徒さんというのは大変デリケートな心ということで、不登校という形にもなっておりますので、安易に誰もが彼もがというところではございませんので、そういったこと、子供の事情を十分理解ができるような方々ということになっております。

現時点では、先ほどもお話ししましたが、スクールカウンセラーさんだとか、スクールソーシャルワーカーさん、さらにはけやきの指導員さんなどが定期的に学校に来ておりますし、また、志津川自然の家の職員の方々とも体験をコラボしまして、海藻おしばづくりであったり、タコの授業をしたこ焼きをして食べましょうとか、そういった体験活動なども積極的に行っております。

場所的にも、当然、ベイサイドアリーナというところもございますが、ここのところについては、多くの方々の目に触れる部分でもありますので、十分ここは配慮をしていかなければならないものだとは思っております。

様々な、学習面だけではなくて、そういった体験、地域との関わりについて、今後も折に触れて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） の方が学校のほうに復帰をなされたということで、評価が出ているなという思いがいたしました。

そうした中で、このはまゆり教室のその認知度といいますか、認識、これが町民の人たちの目には、町民目線が誤解というか、はまゆり教室というのは、障害者の人たちが行っているところという誤認識をされてる心配がなされていまして。その偏見を持たれているというところが心配のようでした。

それを払拭していくには、やっぱりPR、もう少しはまゆり教室のPRが必要ではないかなと思われまじけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） このはまゆり教室ですが、毎年、年度の変わる段階で全ての児童生徒、いわゆる、保護者宛てに、このはまゆり教室のパンフレットをお渡しをいたしまして、認知度を高めておりますし、保護者の方々からしますと、こういった施設があるということは十分お分かりになっているのではないのかなと思っております。

この地域の方々にも、より広めていかなければならないというところもあると思いますので、その点については、さらに検討をしまして、広報であったり、あるいはホームページ等でも情報を流せる範囲があるかどうかを確認をしていきたいと思っております。

このはまゆり教室については、震災以前からも町として取り組んでいたところがございますので、私とすると、一定程度は地域の方々もよくお分かりかなというような意識でおりましたが、なお一層広めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、先ほど、及川議員の発言に不穏当と思われる発言があったのではないかという申入れがありましたので、後刻、確認の上、対応したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、先ほどのはまゆりのほうなんですけれども、はまゆり教室のことです。

先ほどの御答弁の中に、年3回の情報交換をなさっているというお話でございました。そういう中で、何が問題点だったのかというようなこと、もし分かっている範囲で、問題点などがありましたら、お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 個別の案件を1人ずつ話合いで行っておりますので、何がというところではありませんけれども、要するに、話題となる、一番大きい話題というのは、いわゆる不登校となって学びがしっかり進んでいないお子さんもいらっしゃるということで、何とかこの学びにつなげるためにはどうすればいいかというのが大きな話題となっております。

つまり、このはまゆり教室等に来ているお子さんもいらっしゃれば、はまゆり教室にいらっしゃらないお子さん、もちろん家庭でもやっている、勉強しているお子さんもいれば、なかなか家庭では学習が進んでいないようだというようなお子さんがあって、大きなメインとすると、学習面について、話題となります。

○議長（星 喜美男君） その前に、及川議員、非常にデリケートな部分で質問していますので、あまり踏み込んだ発言は注意していただきたいと思っております。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ひとつ、そうですね、皆さんそれぞれ多様化で、問題が様々なことは分

かるんですけれども、ただ、外から目線といいますか、そういうことも問題視にありますので、この町と言ったら、昔からもう、20年も前からノーマライゼーションなんて叫ばれていたんですけれども、やっと伊藤議員の一般質問にもありましたけれども、今やっと何とか心が皆さん共有できるラインになったのかな。ここ20年もたって、そういうことが浸透してきたなというような、私の目線ですけれども、そう思うんですけれども、やはりそういうことが影響しているのか、外から目線、はまゆり教室に対して外から目線が、あまりにも、いい印象というか、そういう偏見を持たれるきらいがあるのではないかなと、外からのね。そこをどのように地域、町、学校と一体的に払拭していけばいいのかというようなことも、一つの方法として持っていかなければいけないのではないかなというふうな、PR、はまゆり教室のPRは分かります、冊子ももらって分かるんですけれども、非常に外から目線ということも影響があるのかなと私思うので、それを今後どのように克服していったらいいのかなという思いがありますので、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 昔からというのも変ですけれども、学校、義務教育ということで、学校に子供たちは、小学校、中学校と来ているわけですが、大きな転換点としては、平成28年に、教育機会確保法というのができて、学校に来なければならないというようなことではなくて、学びは様々な場所で学習することができますよという法律ができて、いわゆる意識の大転換という表現も変ですけれども、これまで、ねばならないというところから、学校で学び、もし学校が休みたいなというような思いが強くなれば、しばらく休んで、そして、勉強して、そういった子供たち自身に心のストレスが起きないように、さらには子供のニーズに合った学習ができる場所の確保、居場所の確保を大切にしようという法律ができたわけですので、あれからもうすぐ10年ぐらいたつんだと思いますけども、なおそういった考えが広く伝わっていけばいいのかなと思っております。

それは、学校が教育を放棄したわけではなくて、もちろん学校は精いっぱい行っておりますが、そういった教育機会の確保法ができたということを意識しながら、学校では教育を行っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 学力ももちろん大切ですけれども、やはりこの心を育むというところは、学習面だけでなく、先ほど私が申し上げました、体育館を利用して、遊び、運動、スポーツ、そういうようなものも楽しむことができれば、その中の一つでもいいから楽しむことが

できれば、そこに通えるというか、足を運べるということができるとかなと思われんです。だから、そういう場所をどんどんつくって行って、そこに張りつけする人も、ソーシャルワーカーだけで、先生とだけでなく、地域の人たち、世代をこういった年齢の方々、そういう人もボランティアをいただきながら、見守っていくというか、遊んでいくというか、そういう体制づくりが大事でなかろうかなと思われしますので、その辺も今後よろしくお願ひします。

次に、4点目、自立心のある子供を育む施策をお伺ひいたしますということで、先ほど、4点目、学校サポートとして分かる喜びの学習ということがありました。その中で、当町はG7子どもサミットということをやっていますよということをお答弁いただきましたけれども、もう少しその辺踏み込んでお伺ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私の説明が悪くて大変申し訳ございません。

分かる喜びというところについては、これは行きたくなる学校づくりの中で行っていることでもあるんですけれども、いわゆる学校に行きたくないと思うきっかけとなる大きな要因の一つに、授業が分からない、先生が何を言っているか分からないみたいな、自分ではできないというようなことがございますので、まずは授業がよく分かるというようなことに視点を置いた取組をしていきたいと思いますというのが、行きたくなる学校づくりの一つの大きな柱でございます。

それから、G7の子どもサミットについては、これは、自分自身で自分の学校が行きたくなるためにはどうあればいいかということ、子供たち自身で考えてもらうということです。これは、これまで令和元年から取り組んでいるのは、教師のみんな、先生方がどうすれば学校が行きたくなるかということで取り組んでいました。そこには、子供たちのためにという思いがありましたけれども、100%子供たちの思いを酌んでいるわけではないわけですので、今年度、もう昨年になりますけれども、夏に各学校の児童会の代表、生徒会の代表、7つの学校さん集まって、僕たちはこんな学校だと行きたくなると、私はこんな学校だと行きたくなりますというような話合いをして、その話合いの結果を3つに収めまして、各学校でこの3つの目立つテーマで取り組んでいきたいと思います、それを発信するのも、児童会、生徒会ということで、先生方が携わるのではなくて、給食の時間に子供たちが、給食の放送として、これからこうしようとか、何かの集会のときに、この児童会、生徒会の代表がこうですというふうに子供たち自身が考え、子供たち自身が目指す学校を、現在、取り組んでいるとこ

ろでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） まさに今、私がこれから言わんとするところに出てくるのかなと思います。横浜の創英中高というところで学校改革を進めてきた先生の話がユーチューブで反響を呼んでおります。教育長さんも本なんか買われて御存じかと思imasので、このような学校改革をこの町で考えたとき、今お話ししたことがこのG7サミット、子供たちが自立を目指したやり方なんだろうなと思われますけれども、それがまさにこれと同じなのかなと思imasけれども、このような学校改革をこの町で考えたとき、10年後を見据えなければなりませんけれども、所見をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この改革というか、のところなんです、この御質問についてどれぐらいお答えすればいいかがあれなんですけれども、この横浜の創英中学・高等学校につきましては、校長先生のお話ということでよろしいでしょうか。

校長先生が取り組んでいる施策というのは、その学校の地域、あるいは、そこにいらっしゃる生徒さん、あるいは保護者の願いとか、そういう限定的な学校の取組で、そこは学校の特色というところでございます。

ですから、横浜の創英中学・高等学校でやられていることを全て南三陸町の学校に当てはまるかという、それは当てはまらないと思imas。なぜかという、地域が違うし、保護者の願いや子供の願いが違うからです。

反対もあります。南三陸でとてもいい教育をしたからといってというところでございます。

ですから、学校単位で行っている様々な施策について、どうですということは、特に申し上げることはちょっと控えたいと思imas。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、それはそれとして、今、反響がありますよということで御紹介していただきました。

また、それと同時に、我が学校でもお話を受けたG7子どもサミット、それらのお話を聞く限りでは、やはり自分たちが主体性を持って取り組んでいるということが伺われましたので、その辺はこれからもその方向で、自立心がある教育というものをつくり上げていただきたいと思imas。

それから、5番目、最後になりますけれども、人と人とのつながりは絶対的なものであると

私は確信しております。学校、家庭、地域で子供の頃から育むべきと思いますが、これほど  
のようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私も、そのように感じておりますし、それが、コミュニティ・スクー  
ルの大きな狙いの柱というところになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、今日の新聞に、昨日のですか、載ったのを最後に紹介して、  
この案件については終わりとしたと思います。

自己肯定感は心のエンジンということで、3月5日、昨日の新聞に載りました。

鹿折、手をつなぐ育成会、畠山さんの御講演が載っておりますので、この辺を紹介して1問  
目の質問を終わりとさせていただきます。

次に、自席より太陽光発電の推進についてお伺いいたします。

これは町長にお伺いいたします。

1点目、国は、太陽光発電システム利用を企業などに推奨していますが、当町はどの程度実  
績があるのかお伺いします。

2点目、農地を守ることも大事ですが、耕作放棄地が年々多くなり、景観もよくなり、太陽  
光システムを設置した人への、支援策を伺います。

3点目、現地転用の問題もあるが、緩和する考えはあるかどうか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問、太陽光発電の推進についてお答えをいたし  
ますが、初めに、質問の1点目ではありますが、太陽光発電は、環境負荷の軽減や災害時にお  
ける電源確保という観点からも有用であることから、現在、環境省や経済産業省を中心に、  
発電設備を設置する事業者へ向けて様々な支援制度を設けております。その利用実績につき  
ましては、国と事業者側、個々による事業であることから非開示となっております、本町  
における事業者の制度利用を把握できない、そういう状況にあります。

次に、御質問の2点目ではありますが、本町では、令和5年8月に南三陸町自然環境等と再生  
可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が施行され、町内で設置する太陽光等の発電  
設備の出力合計が10キロワット以上の事業を計画し、実施しようとする者に対しまして、町  
への事前相談、事業計画区域周辺住民等への説明会の開催など、町と協議手続を経なければ



ならないこととしております。

耕作放棄地となり、荒れ果ててしまった土地につきましても、地目や田や畑などの農地で太陽光発電事業等を実施する者は、地目変更手続が必要となっております。

太陽光発電設備の新設または増設を計画される事業者の皆様へは、町への事前相談の段階において、関係機関と連携し、情報を共有しながら、発電設備の設置等に係る事業計画の精査と事業計画区域周辺住民の皆様のお意見を踏まえ、個人や法人の財産活用策を尊重しつつ、安全安心で自然環境等との調和に関する支援を長期にわたり実施してまいりたいと考えております。

最後に、質問の3点目ですが、太陽光発電設備を農地に設置しようとする場合には、農地転用の許可が必要となりますが、その農地が農業振興地域内の農用地区域に設定されているかどうかにより取扱いが変わってまいります。農用地区域に設定されていない場合は、通常の農地転用として取り外すこととなりますが、農用地区域に設定されている場合は、農地転用の農用地区域から除外手続が必要となります。太陽光発電設備の設置が目的である場合は、農用地区域からの除外は原則不許可となっております。

いずれにしても、市町村が独自に農地転用の手続を緩和することはできませんので、御承知おきいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいま御答弁いただきましたけれども、ちょっと深掘りさせていただきます。

1つ目の太陽光発電ですけれども、実績としてはそうないですね、国と事業者があくまでも契約なので、ないということのようでした。

そのような公表できない、ないということなんですけれども、今、当町は住宅については、この補助金を交付要領、要綱があります。その中で、10キロワット以上ということで補助があるんですけれども、ここで私が言いたいのは、1つ目は、住宅の場合、町税等に滞納がないものと要綱にはなっております。やはり滞納があるということが懸念されますけれども、町税といいますと、全般が入るわけですね。町県民税もあるし、固定資産税だけでなくいろいろあります。

そうした場合、全ての税が対象になるんですけれども、そこをシステムを設置できるようにするための方法として、固定資産税だけでできないものかという、この全体の町税になっていきますけれども、その緩和策というものができないものか、要綱を変えるということですね。

お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 今回の太陽光の住宅用の補助金について、町税等の滞納がないことということについては、これは全ての補助事業においても、これは、滞納がないことということが一つの条件になっておりますので、何もその太陽光だけということではないはずですから、これは考え直すつもりはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、この全てのものと言いますけれども、私は太陽光に限ってこういうことができないかなということをお願いしたつもりなんです。なぜかという、当町の所得水準200万円の所得が8割弱と、震災後、現在まで変わっていません。震災でうちがなくなり、自力再建しました。税金を払うだけでも大変な生活をしています。そういう家庭が多々ございます。所得水準を底上げすべきことも、何かお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町として所得水準を上げるということについては、非常に難しいと思います。それぞれ企業、会社、お勤めになっている方々でしょうから、基本的なそういった会社のどういう方向で賃上げとか含めて、それはもう会社、企業の判断ということになると思いますので、そこはひとつ御容赦をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 震災で流された自宅跡地は、買取りされ、町管理になっております。こども荒地化しております。そこも有効活用して、太陽光を設置して、町の収益とすることも考えられます。

各地区の買取り跡地は今後どのように考えていくのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 移転元地と言われる各浜々の土地などだと思いますけども、特に太陽光といった部分で考えているといったことはございませんで、引き続き何かしら、もちろん御利用をいただくという住民の方々からの申出に対しては貸付け等で対応してございますし、その他につきましても、その地区地区等に合った活用策というものを今後引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 残念ながら、津波浸水区域の農地も耕作できず荒地化しております。景観もよくなり、手だてを考えないといつまでたっても復旧した町とはならないのではないかなと思います。志津川の市街地だけが復旧復興し、戸倉、歌津は特に荒地が多く目立ちますので、その辺、今後の施策をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 先ほどお話をさせていただいたものの繰り返しとなる形になりますけれども、その土地、地域等に合った活用策というものを模索しながら、引き続き検討していくといったことになります。

また、空き地イコール町有地といったことでもございませんので、民地につきましては、所有者それぞれの考えもあるかと思しますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、この買取りした分は個人名義もあるということなんですけれども、何割が個人で、大まかでいいです。その辺。買取りしないところと買取りしたところの、幾らぐらいかというの。分かっている範囲でいいです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 買取りしたところは、当然町有地という形になってございますので、何割というお話で、今、手元にいわゆるその空き地という考え方にもよると思うんですけれども、すみません、今、現段階で一般的に空き地とみなせるようなところが、町有地が何割でいわゆる民地、民有地が何割というものはお話しするということはできません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 震災後、農振区域の変更なされた、震災後ですね、農振区域、これが震災以前からの区域そのものなのか、震災後その区域を外した、水が乗ったからということで外したのか。その辺、農振区域から本来ならば、津波が乗っていると、そこから必然的に外すというのが普通ではないかなと思われるんですけれども、その辺確認いたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 農振区域につきましては、現状は、震災以前と同様の区域ということになっております。

基本的には浸水したから外すというのではなくて、当然その浸水した部分で圃場整備などを行って復旧している部分もございます。

今年度をもってようやく圃場整備等も終わりますので、今後、その見直し等に取り組んでま

いりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） なぜ聞いているかという、もう地区、歌津、戸倉も跡地が、多分ほとんどの人が、買取りしてもらっているほうが多いと思うんです。そういうところを、今後、太陽光を設置して収入を得ることも一つの方策として町民のためになるのではないかなと、私はそう思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、及川議員も篤と御承知だと思いますが、この太陽光、いわゆる発電の売電、買上げの一番高いところで40円台だったんですよ。今もう10円ちょっとぐらいまで落ちてきましたので、そこで利益を上げるということになりますと、なかなかこれ現実的には難しいんじゃないかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 当町は、山があり、里があり、海がありということで、自慢できる町であり、自給自足は可能だと思われま。特に、健康寿命を延ばすことにもつながりますし、高齢者が多くなると、今後、作付できない人も増えます。自給自足は基本なんですけれども、年取って農家ができないとか、いろんな問題を抱えて、後継者もない、そうなった場合、今後、この固定資産税の支払いも大変だということで、心配しております。せめて税金が払えるよう、太陽光収入で安心して暮らせるのではないかなと。その一つの手だてになるのではないかなと思われま。

今、40円、当時が40円台で、今は10円台と言いますけれども、それであっても、固定資産税が払えるぐらいの収入になるのではないかなと思われまから言っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 個人の資産に対して、太陽光パネルを設置するかどうかについては、これは土地の所有者個人の御判断ですから、それを行政が何とかそういった固定資産がかかるからとか、除草作業の手間がかかるからということだけで、それを何とかしようということはなかなか難しいのかなというふうに思いますし、それから、いつかメガソーラーの話がかなりあったんですけれども、これについては、先ほど町長申し上げましたとおり、固定買取制度の電力価格がかなり安くなっているということが大きな原因と、あと宮城県が林地開発について、キロワット当たり、利益の20%程度を課税をするということが決ま

っておりますので、それから、もっと言いますと、世界的に見ると太陽光発電というのは、現状のものは技術はもはや古い、それ以外の技術がたくさん出てきておりますので、20年とか30年の利回りを得るためのスパンでありますから、技術革新の関係もあって、太陽光は徐々に衰退をしているというような事実もございますので、やはり、地権者さんにとっては、利回りを稼ごうという思いで太陽光を設置するんでしょうけれども、これからはそうではなくて、住宅用の太陽光と同じように、田畑についても、そこに太陽光を設置したいということであれば、設置して自家消費に回すと。要は、自分の家の電力、例えばハウスであるとか、農業施設の電力、そういったところに回すというような工夫が最近の主流でございますので、そういった考え方であれば、なるほどなというふうに我々も感じております。

先ほど町長の答弁の中で、条例、昨年8月1日から施行させていただきましたけれども、一番いいのは、我々も、何もPRをしないというわけではないので、再生可能エネルギーの広報活動、例えば、宮城県が共同購入という制度を設けておりますので、要は、宮城県内に住んでいる方、あとは事業所を構えている方、工場を構えている方とか、そういった方々が、これまで個別にいろいろなところと契約していて、事業費が結構高かったと。それを宮城県が音頭を取って、一括で登録をしていただいて、一括で入札をして、20%程度事業費を安くするというような取組もされておりますので、そういった形で興味がある方は、支障がない用地であれば設置していただければというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今の課長の御説明だと、県が中心になって共同購入ということなんですけれども、それは、面積が最低幾らとか、そういう基準というものはどうなんでしょうかね。個人が、例えば1ヘクタール全部ですよとか、最低限1人このぐらいであれば協働購入できますよという、そういう基準はどうなのか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 基準は特段ない。ただし、全て自己資金で補わなければいけませんので、補助金とか助成金が出るわけではありませんので、ただ、一括購入で、一括入札で決めるので、2割程度安くなりますよというような形で普及を図るということですので、特段その用地の縛りとかそういったものについては、後からは出てくるんでしょうけれども、設置したいという方がいれば登録していただいて、あとは相談していただければというふうには思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、あくまでも自己資金でやるという方法なんですか、今のお話は。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 自己資金でございます、行政側はあくまでも橋渡しという形になります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 200万円の所得の壁は大きい問題で、税金の滞納者が増えれば町が困ります。税収が減っていきますから、そこで期間をもって、所得200万円の壁を破っていく施策を考え、取り組んでもらいたいと思います。

それから、農地型太陽光がありますけれども、まだ当町ではやっておりませんが、今後の指導活用方法のお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

登米市さんなんかはやっているようなんですけれども、その辺の今後の見込み、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 農地にするか、農地型の太陽光にするか、一般の太陽光にするかというお話は現実ございます、そういった話は。どちらがいいのかという話はございます。ただし、あくまでも農地を生かしてという方については、やはりそういった農地に使えるような太陽光システムを入れるというふうなことが主流になっておりますので、あとは、今回、昨年8月に制定した条例は、その部分は除いておりますので、届出が必要ありませんので、そういったことも含めて簡易にできるのかなと。

ただ、出力は農地型はパネルの面積が狭いですから、かなり落ちるということもありますので、その投資した分どうなのかなというところがあると思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 営農型につきましては、その太陽光を実施される方が、営農しながら事業として太陽光が成り立つというのであれば、当課としては、特段止めるというか、反対するものじゃございませんが、その農地の中にどういう影響があるのかというものは、県などと合わせて監視といいますか、指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今後の指導という立場で、農地の米がいいのか、別なものがあるのか、それはこれからの検討ですけれども、まずもってそういう指導を今後なされていくのかどう

か。今のところないと思いますけれども、今後の指導の在り方としてはどうなのかということをお伺いして終わりいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今のところ、当町の中で営農型というのはございませんし、他の市町を見ても、大変広大な田んぼがある中でも、営農型を設置しているというのは、多分ごく一部だろうというふうに思います。

その中で、当町の中山間地という特徴のある中で、営農型が果たしてどちらも成功するのかという部分は、もう少し見極めが必要なんだろうなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、3点目に入りたいと思います。3点目です。

自席からの質問は、自然災害時における町内の道路網や避難訓練は万全か何うということで、1つ、能登地方の災害は、道路の液状化による被害が多く、電気や水道の復旧が遅れている要因にもつながっております。当町では、災害時、液状化の発生する可能性があるのかどうか。

2点目、新井田川や八幡川が氾濫したら、迂回路がなく、孤立などの心配がある。自然災害時における町内の幹線道路の機能確保は万全か。それに伴い、観光客用の避難誘導看板ももっと設置すべきでは。

3点目、マニュアルどおりの避難訓練ではなく、観光客が自己判断でできることが重要と考えます。そこで、有事の際の行動・誘導を町民や観光客に周知徹底すべきと思うので、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目の御質問です。自然災害時における町内の道路網や避難訓練は万全かということですので、お答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、本町における災害時液状化の発生する可能性についてであります。宮城県の地震被害想定調査によりますと、本町においては、平地部や沿岸部の一部に液状化が生じる可能性があるとしております。そのため、大規模な地震が発生した場合には、液状化による地盤の強度低下により、建物の傾きや地中の埋設管が浮き上がるなどの被害が生じる恐れがあります。

次に、御質問の2点目、町内の幹線道路の機能確保についてであります。これまでの議会において答弁をしておりますとおり、東日本大震災では、沿岸部の高速道路が救助、救援活

動や救急物資輸送などにおいて大きく貢献し、命の道として重要な役割を果たしました。その命の道である三陸沿岸道路が開通し、また、かさ上げされた国道45号及び国道398号の完成によりまして、有事の際は災害対応に効果が発揮されるものと考えております。

同じく御質問の2点目における観光客用の避難誘導看板の設置についてであります。令和2年度事業として、観光施設用避難誘導看板並びに津波避難誘導標識を町内に計125か所設置しております。

また、震災復興祈念公園におきましても、避難誘導看板等を12か所設置し、観光客へ避難場所等を周知しているところであります。

令和6年度におきましても、観光施設等に避難誘導看板を3か所設置することを予定して当初予算に計上しております。

今後も観光客等への周知に努めてまいりたいと思います。

最後に、御質問の3点目、有事の際の行動・誘導を町民や観光客に周知徹底すべきについてであります。町では、有事の際を想定し、防災関係機関や自主防災組織と連携した総合防災訓練を例年実施しております。町民の皆様にも参加をいただき、防災力の向上を図っているところであります。

また、土砂災害警戒区域並びに津波想定区域の指定に伴う説明会の実施や、防災マップを配布し、避難所や避難方法等を周知をしております。

現地の地理を把握していない観光客等の町外の避難者に対しましては、これまでの議会で答弁しておりますとおり、指定緊急避難場所等を示す標識等により周知をするということにしております。

また、有事の際には、観光施設等の職員が観光客等への避難誘導を行うことが重要であるため、観光施設と連携して防災訓練等を実施をしております。

今後におきましても、有事の際に町民並びに観光客の皆様がそれぞれの命を守る行動ができるように、防災訓練の実施をするなど、ソフト事業の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、ただいまの御答弁で、液状化が見られるということでした。私も何となく記憶の中で、松原公園辺りが液状化したかなという記憶がありますけれども、2か所ほどの液状化があるということでした。松原も今は高く盛り土をしておりますから、そんなに心配がないのかなと思われましても、2か所の液状化、もし公表できるのであ



れば、そこは第一に回避しなければならない場所と受け止めなければならないので、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2か所ではなくて、平地部、それから沿岸部ということですので、2か所ということではなくて、そういった平地の中でも何か所かあるということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） その中の低地部と沿岸部というと、沿岸部であれば、おのずとこの周辺、戸倉、歌津とありますけれども、その辺は、場所は特定できるのでしょうか。例えば、歌津であるとか、志津川であるとか、戸倉であるとか、そういうところをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） まずちょっと最初におきますけれども、液状化になるということではなくて、可能性はあるというところがございますので、まず最初にお伝えをさせていただきます。

液状化の地形図というのは、県が発表されている地図があるんですけども、それによりますと、ほぼほぼ海岸部の市町村は全部可能性はあるというふうなところになっておるんです。実際、東日本大震災の際、及川議員お話しされたように、松原公園が若干なったかなというふうには思っていますけれども、そのほか、例えば漁港ですとか、そういった各地区の漁港に関しては、そういった兆候は見られなかったというふうに思いますし、現在もそのようなことは起こっておりませんので。ただ、あくまで可能性があるというだけの話でございますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 可能性が全くないということじゃなくて、可能性があるということは、起こり得るということですので、そこはやはり町としてのそれなりの今後の対応を取っていく方法でやっていただきたいと思います。

そして、県の指標といいますか、県から来ているものを私にも後で、資料などありましたら頂きたいと思います。後日でいいですので。

それから、2つ目、命の道45号線と398号線があります。しかし、今、町内の幹線道路で申し上げるならば、私は南三陸高校までの道路環境がすごく悪いです。国道からあの高さでなるべく直線で行けるように改修工事を望みます。

ちょうどこの間、3月1日、卒業式に雨が降りました。あの道が行き帰りに水たまりになっ

たことは、議員の皆さんも出席していますから、あの道を通ってお気づきになられたと思いますけれども、今後、あの道路の改修というものはできるのか。希望するものなんですけれども、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後でお渡しますが、液状化の、当町ここです。ほんのちょっとあります。内陸とこっちの海岸部はもう大変多いという図面ですので、後でお渡しをします。

それから、道路の関係ですが、前にもお話ししましたように、震災前の町の道路に比べて、はるかに今、南三陸町の志津川地区の道路については、利便性がすごい高まっているというふうに思います。

高校前の道路については、あとは建設課長のほうから答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 高校までの道路につきましては、確かに道路の高さと言われればそのとおりなのかもしれませんが、根本的な原因は、圃場整備等々もやっておりますが、最終的には排水の問題というふうに捉えてございます。

その辺につきましては、ちょっと関係課等々とその辺は検討をしてみたいと思います。

単純に道路を上げたからいいのかという問題ではないように考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今の状態ですと、議員のみなさん分かっていると思うんですけれども、水たまりになって抜けない、今、課長が申し上げたとおり、ですから、あそこを県道の国道の高さで真っすぐ自転車小屋の辺りまで真っすぐに持っていくと、その解消もできるかと、幾らかでも、排水のせいだと言いますけれども、高くすれば水乗りが少ないと思われるんです。ですから、あそこ、そう距離は長くないと思いますので、子供たちが毎日通う道路です。そして父兄の方々もあそこを送り迎えして通る道路です。舗装もガタガタでしたので、震災のときあそこが水が乗って、できれば復旧予算でやっていただくのがベストかなと思っておりましたけれども、早急にここは考えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 単純に道路を上げるという手法も、確かに手法の一つかと思いますが、根本的な解決にはならないというふうに考えております。

確かに道路の交通だけを考えれば、その高さにするということは考えの一つとしてはあるかとは思いますが、その道路をかさ上げた分、その水はどこに行くのかというところまでや

っぱり考えないと、単純に道路を上げればいいという問題ではございませんので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、その道路を上げた、単純にばかりではないとおっしゃいますけども、そしたらあそこの基盤整備の農地は常に水が抜けないで水浸しになっているのかという疑問も出てくるわけですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先日、卒業式のときに御覧になったということでございますので、そういったような、御覧になったような状況ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これ以上言ってもね、いちごっこになりますけれども、まずは上げて、高校の児童生徒、父兄の送迎が心配なく、道路として使えるという方向で持っていただきたいと思います。

それから、避難誘導看板、新年度予算に歌津と志津川2か所ということが載っておりましたけれども、先ほどの町長の答弁で3か所ということの答弁でしたけれども、場所の確認をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 場所は、さんさん商店街につきましては、現在のさんさん商店街の駐車場1か所と、あとは、バスターミナルの前に1か所、あとハマレのふわふわドーム付近に1か所というふうな内容です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） さんの駐車場、バスターミナルは分かりました。ハマレなんですけれども、ハマレの広場のほうにつけるのか、それとも、高台に位置づけするのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） ハマレの広場でございます。ふわふわドームの付近につけるということですよ。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 広場につけるとすれば、高台はこちらですよということにも、高台の場所、登り口にもつけないと分からない、1か所だけでは済まないのかなという懸念がある

んですけれども、その辺。心配だから私言うんです。広場にだけつくと、じゃあどこの高台に逃げるのという疑問が出てきます。あそこは神社もあるし、それから中学校に上がる坂もあるんです。そうした場合、どっちを想定するのか。その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） あくまで避難場所に関しては中学校ということで、当然ながらその避難誘導看板には、ピクトグラム等での図示というふうな形で、それを見れば、すぐ高台に逃げるんだなというのは分かるというふうなしつらえにはしたいというふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1か所の看板だけだと、高台、ハマーレの学校側は皆高台になっています。そうした場合、中学校に避難するのと小学校に避難する場所が違うんです、歌津の場合は。そうしたことを考えると、中学校が高いから中学校に避難する方法を選んでもらいたいと思うんです。そうすると、おのぶんさんと言って分かるか、分からない方もいらっしゃるのかなと思うんですけれども、昔の、旧歌津の助役さんのあった、下に埋立てした土地が今度できました。道路の高さに埋立てしました。あそこ中学校の上り坂、通学路になっています。そこ付近につけたほうが目印になるのではないかな、広場から上がってきての目印になるのかなと思いますので、その辺も検討に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 繰り返しになる部分もあるんですけれども、当然ながら、中学校へ誘導するようなしつらえをするというふうなお話をさせていただきましたし、あくまで人が集まるところに看板を設置すると、それで避難を促す。それで、そこから中学校に行く部分に関しましては、例えば、共架式だったり、電柱に巻くような、矢印で示すというふうなところは、先ほど町長答弁のとおり、町内に125か所で、今、及川議員言われるように、もし検証して足りない場合は、そういった共架式というふうな部分も、補完というふうな形にはなるのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ぜひそういうことを検討していただけるとありがたいです。

次に、災害時、さんさん商店街付近の人たちは、上の山に駆け上がるのがベストと考えます。その考えは、以前もしたんですけれども、いかがでしょうか。

すみません、もう一つ、時間がないので追加します。

災害時、祈念公園内の道路の柵ですね、祈念公園の中に道路があるわけですが、そこに両方に柵があります。災害時、当時、今から、祈念公園をつくってるとき私が質問したんですけれども、外せば道路として使えますよという説明だったんですけれども、誰がどのようにして、それを外すとなれば、誰がどのようにして外しに行くのか。そうすれば、あそこを通じれば、入谷のほうに川を渡らないで行けるんです。そういう近道で縦の線が道路使用できるので、その辺、説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従前からお話ししておりますように、上の山の避難場所ということについては、ここはもう浸水をしているということですので、この場所に避難誘導ということはないということにしております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問ですが、県道志津川登米線の祈念公園のボラードということでしょうか。

それ以外の今設置してあります侵入防止柵につきましては、ちょっと子供さんでは動かすのは大変ですが、大人の方であれば、引きずって動かせるというような状況のものをつけてございます。

もし祈念公園と県道の志津川登米線にあるボラードということであれば、なぜあそこを渡らなければいけないのかと。真っすぐ、極論を言いますと、そのまま高校なり、あとは大谷入船のほうとか、高台のほうにストレートに逃げていただいたほうが効率的であって、あえてあそこを渡って398号まで行かなければいけないという理由について、私には理解できません。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会することとし、明7日午前10時より本会議を再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、明7日午前10時より本会議を再開することといたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午後3時35分 散会

